

参 考 資 料

参考資料1	松江市一般廃棄物関連条例	資料-1
参考資料2	計画策定経緯・諮詢書・答申書・委員名簿	資料-17
参考資料3	松江市の地域概要	資料-25
参考資料4	国及び県のごみ処理行政の動向	資料-34
参考資料5	一般廃棄物処理に関する資料	資料-41
参考資料6	ごみ排出量の将来推計について	資料-47
参考資料7	生活排水の将来推計について	資料-68
参考資料8	一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の適正な運用の徹底について（通知）	資料-72
参考資料9	用語解説	資料-75

参考資料1 松江市一般廃棄物関連条例

1 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

○松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第242号

改正 平成22年10月1日条例第47号

平成23年7月5日条例第34号

平成25年3月18日条例第6号

平成25年12月20日条例第60号

平成26年10月6日条例第47号

平成29年12月19日条例第124号

平成30年3月22日条例第38号

平成30年3月22日条例第39号

平成31年3月29日条例第3号

平成31年3月29日条例第5号

令和元年7月12日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、松江市における廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(市民の責務)

第2条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市長の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市長の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第4条 土地又は建物の占有者(占有者がいる場合には、管理者とする。以下同じ。)は、廃棄物の容器及び便所等の周囲その他特に不潔となりやすい箇所を常に掃除し、必要に応じて消毒剤、殺虫剤を散布する等その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 道路に面する土地の占有者は、その面する道路の清潔を保つように努めなければならない。
- 3 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。
- 4 土木、建築等の工事施行者は、生活環境の保全上支障が生じないようその工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に処理しなければならない。
- 5 公共の場所を汚した者は、速やかに掃除しなければならない。

(便槽の設置及び管理)

第5条 便槽は、市長の定める基準により設置するものとし、収集作業等に支障のないよう常に良好な状態で管理しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画は、市長が定め、毎年度の初めに公表する。

- 2 前項の計画に大きな変更を生じた場合には、その都度公表する。

(占有者の協力義務)

第7条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物(ふん尿を除く。)については、ごみ及びリサイクル資源(再生利用が可能な廃棄物をいう。)を各別の容器に収納し、汚液が漏れないように良好な状態で管理し、収集計画に従って所定の場所に持ち出す等市長が示す方法に協力しなければならない。

(一般廃棄物の自己処分の基準)

第8条 前条の規定により、一般廃棄物を自ら処分する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に定める基準に準じて処分しなければならない。

(ごみ容器への混入禁止)

第9条 第7条の容器には、次に掲げるものを混入してはならない。

- (1) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの
- (2) 土、石及び汚泥
- (3) 前2号に掲げるもののほか、清掃作業上支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物の処理の申出)

第10条 土地又は建物の占有者は、継続して、又は臨時に一般廃棄物(自ら処分しない動物の死体を含む。)の収集を受けようとするときは、速やかに市長に申出なければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 松江市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表第1の1及び第1の2に定める手数料を徴収する。

- 2 臨時に処理を受けようとする者については、別表第1の3に定める手数料を徴収する。
- 3 前2項の手数料の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

(手数料の減免)

第12条 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の手数料を減額し、免除することができる。

- (1) 市長が、手数料を納付する資力がないと認める者

- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者
(既納の手数料)

第13条 既に納付した第11条第1項及び第2項の手数料は、還付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (松江市が処理することのできる産業廃棄物)

第14条 松江市が処理することのできる産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のものとする。

2 事業者は、前項に規定する産業廃棄物の処理を受けようとするときは、その都度当該産業廃棄物の内容について市係員の点検を受け、かつ、運搬すべき場所及び方法についてその指示を受けなければならない。

- (産業廃棄物の処理手数料)

第15条 産業廃棄物の処理に要する費用は、別表第2に定めるところにより徴収する。

2 前項の費用の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
(費用の減免)

第16条 天災その他特別な事情があると市長が認めるときは、前条の費用を減額し、又は免除することができる。

- (許可申請等に係る手数料)

第17条 別表第3の左欄に掲げる者は、申請の際、それぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 既に納付した前項の手数料は、還付しない。
(手数料等の納付方法)

第18条 別表第1の1に定める手数料については、収入証紙により納入しなければならない。

2 別表第1の2及び別表第1の3に定めるし尿処理手数料については市長の発行する処理券により納付しなければならない。ただし、国、公共団体又は市長が認定する者が納付する場合は、市長の発行する納入通知書により納付することができる。

3 別表第1の2に定める浄化槽汚泥等の手数料については市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

4 別表第1の3に定めるごみの処理手数料及び別表第2に定める産業廃棄物の処理手数料は、当該廃棄物を搬入した際納付しなければならない。ただし、一般廃棄物の収集・運搬を業として行う者、国、公共団体又は市長が認定する者が搬入する場合は、市長の発行する納入通知書により納付することができる。

5 別表第3に定める許可申請等に係る手数料については市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

- (技術管理者の資格)

第19条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年松江市条例第8号)、鹿島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年鹿島町条例第4号)、島根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年島根町条例第23号)、美保関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年美保関町条例第8号)、八雲村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年八雲村条例第6号)、玉湯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年玉湯町条例第11号)、宍道町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成5年宍道町規則第11号)又は八束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年八束町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(手数料の特例)
- 3 紙製容器包装ごみ及びプラスチック製容器包装ごみの計画収集による収集・運搬・処分に係

る手数料については、当分の間、市長が別に定める場合においては、別表第1の1の規定にかかわらず、20リットルにあっては12円、30リットルにあっては15円、45リットルにあっては18円とする。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 4 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年東出雲町条例第13号。以下「町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 八束郡東出雲町の編入の際、町条例第13条第2項の規定により発行した処理券で現に残存するものは、第18条第2項の規定により発行した処理券とみなす。

附 則(平成22年10月1日松江市条例第47号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は平成23年4月1日から施行する。
(第1条の規定による改正に伴う準備行為)
- 2 第1条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新廃棄物処理条例」という。)別表第1の1に規定する手数料の徴収に必要な準備行為は、第1条の規定の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成23年7月5日松江市条例第34号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日松江市条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 平成27年3月31までの間、第87条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の1の規定にかかわらず、第88条の規定による改正前の松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例(以下「旧収入証紙条例」という。)第5条第1項の規定により売りさばかれた旧収入証紙条例第3条第1項に規定する40円証紙を使用する場合は、燃やせるごみの45リットルの手数料は、40円とする。
(松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 旧収入証紙条例第5条第1項の規定により売りさばかれた旧収入証紙条例第3条第1項に規定する40円証紙は、前項の規定が適用される間、なおその効力を有する。

附 則(平成26年10月6日松江市条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月19日松江市条例第124号)
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日松江市条例第38号)
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日松江市条例第39号)抄

改正 令和元年7月12日条例第1号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新廃棄物処理条例」という。)別表第1の1から別表第2までの規定に規定する手数料の徴収に必要な準備行為は、第1条の規定の施行日前においても行うことができる。

- 3 第2条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の1に規定する手数料の徴収に必要な準備行為は、第2条の規定の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 6 新廃棄物処理条例第18条第4項ただし書の規定により、一般廃棄物の収集・運搬を業として行う者が、新廃棄物処理条例別表第1の3に規定する手数料(事業系一般廃棄物に係るものに限る。)を、市長の発行する納入通知書により納付する場合、当該手数料の額は、同表に掲げる手数料の額に、次の表の搬入期間に応じそれぞれ同表に掲げる率を乗じて得た額とする。

搬入期間	率
平成30年10月1日から令和2年3月31日まで	0.875
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	0.940

附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄

改正 令和元年7月12日条例第1号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和2年3月31日までの間、第72条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の1の規定にかかわらず、第73条の規定による改正前の松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例(以下「旧収入証紙条例」という。)第5条第1項の規定により売りさばかれた旧収入証紙条例第3条第1項に規定する60円証紙を使用する場合は、燃やせるごみの45リットルの手数料は、60円とする。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1の1(第11条、第18条関係)

種別	取扱区分	単位	金額
もやせるごみ	計画収集による収集・運搬・処分	10リットル	13円
		20リットル	27円
		30リットル	40円
		45リットル	61円
紙製容器包装資源及びプラスチック製容器包装資源	計画収集による収集・運搬・処分	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
金属資源	計画収集による収集・運搬・処分	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
粗大ごみ	収集・運搬・処分	1個につき	763円

別表第1の2(第11条、第18条関係)

種別	取扱区分		単位	金額
し尿	継続処理	収集・運搬・処分	18リットルごとに	213円
浄化槽汚泥等	継続処理	処分	18リットルごとに (月計)	75円

別表第1の3(第11条、第18条関係)

種別	取扱区分	単位	金額
事業系一般廃棄物	臨時処理	1回の搬入量が100キログラム以下のとき	2,030円
		1回の搬入量が100キログラムを超えるとき	2,030円に、100キログラムを超える部分が10キログラムごとに200円を加えた額
その他の一般廃棄物	臨時処理	1回の搬入量が50キログラム以下のとき	500円
		1回の搬入量が50キログラムを超えるとき	500円に、50キログラムを超える部分が10キログラムごとに80円を加えた額
犬、猫等動物の死体	臨時処理	1頭につき	510円
し尿	臨時処理	仮設トイレ1基につき	1,069円
		18リットルごとに	213円

別表第2(第15条、第18条関係)

種別	取扱区分		単位	金額
固形状の産業廃棄物	自己搬入	臨時処理	1回の搬入量が100キログラム以下のとき	2,030円
			1回の搬入量が100キログラムを超えるとき	2,030円に、100キログラムを超える部分が10キログラムごとに200円を加えた額

別表第3(第17条、第18条関係)

区分	名称	金額
1 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 8,000円
2 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 8,000円
3 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 8,000円
4 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 8,000円
5 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき 8,000円
6 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき 8,000円
7 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
		その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円

別表第3（続き）

区分	名称	金額
8 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
		その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 100,000円
9 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者であることの認定を受けようとする者	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円
10 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者であることの認定の更新を受けようとする者	一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
11 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設又は法第15条の4において準用する第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者	廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき 68,000円
12 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設又は法第15条の4において準用する第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可を受けようとする者	廃棄物処理施設合併等認可申請手数料	1件につき 68,000円
13 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料	1件につき 147,000円
14 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者	2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定事項の変更認定申請手数料	1件につき 134,000円
15 法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円

別表第3(続き)

区分	名称	金額
16 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 73,000円
17 法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者	産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円
18 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 94,000円
19 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき 71,000円
20 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき 92,000円
21 法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円
22 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 74,000円
23 法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円
24 法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 95,000円
25 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	特別管理産業廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき 72,000円
26 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者	特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき 95,000円

別表第3(続き)

区分	名称	金額
27 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 140,000円
		その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
28 法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
		その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
29 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者であることの認定を受けようとする者	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円
30 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者であることの認定の更新を受けようとする者	産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
31 凈化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可を受けようとする者	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 14,000円

2 松江市の生活環境の保全に関する条例

○松江市の生活環境の保全に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第241号

改正 平成17年5月23日条例第389号

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 生活環境の保全(第7条—第21条)

第3章 生活環境保全審議会の設置(第22条—第28条)

第4章 雜則(第29条—第37条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、生活環境の保全に関し必要な事項を定め、松江市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な生活環境の確保に努めることにより、城下町の面影と優れた伝統文化を持った国際文化観光都市にふさわしい水とみどりの豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活環境 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活に関する環境をいう。

(2) 公共の場所 公園、道路、河川、水路、海浜、キャンプ場その他これらに類する場所をいう。

(3) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)が使用していないものをいう。

(4) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトル、プラスチック容器、紙容器、紙くず、たばこの吸殻等をいう。

(5) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発及び燃焼をいう。

(松江市の責務)

第3条 松江市は、良好な生活環境を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、生活環境の保全に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、松江市の実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、良好な生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、松江市の実施する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第6条 観光旅行者その他の滞在者は、環境の保全に自ら努めるとともに、松江市の実施する施策に協力しなければならない。

第2章 生活環境の保全

(公共の場所の清潔保持)

第7条 市民及び事業者は、地域、職域等の活動を通じ、公共の場所の清掃に協力するとともに、自主的に地域の清潔な環境保持に努めなければならない。

(水源の保全)

第8条 何人も、水源及びその周辺の水質の保全について特に配慮しなければならない。

(排出水の処理)

第9条 家庭排水及び事業活動に伴う排水を排出しようとする者は、直接河川等に放流することなく、汚水ます等の設置その他適切な措置を講ずることにより、公共用水域の水質浄化に努めなければならない。

2 し尿浄化槽の設置者は、定期的に清掃等を行うことにより、適正な維持管理に努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第10条 何人も、空き缶等は、自らの責任において適正に処理し、みだりに散乱させてはならない。

(再生利用の促進)

第11条 何人も、空き缶等のうち、再生利用が可能なものは、回収が可能な容器に投入する等により、資源の有効利用の促進に努めなければならない。

(不法投棄の禁止)

第12条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物を投棄してはならない。

(空き地の管理)

第13条 空き地の占有者等は、環境の保全と害虫発生防止のため、除草及び清掃を行い、空き地の清潔な維持管理に努めなければならない。

(近隣騒音等の防止)

第14条 何人も、近隣の迷惑となる騒音、悪臭を発生させないよう努めなければならない。

- 2 何人も、公共の場所において夜間(午後10時から翌朝日の出までをいう。)における花火をしてはならない。

(夜間花火の特別禁止区域の指定)

第15条 市長は、夜間花火が生活環境の保全上著しく支障を来すおそれがあると認める区域を夜間花火特別禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより告示するものとする。
- 3 禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び変更における準用)

第16条 禁止区域の指定の解除及び変更については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(土砂等の流出防止)

第17条 工事を施行しようとする者は、土砂、廃材等が飛散し、流出し、又は堆積しないよう努めなければならない。

(積載物の飛散防止等)

第18条 土砂、廃材等を運搬する者は、その運搬により積載物が落下し、若しくは飛散し、又は粉じんが発生しないよう努めなければならない。

(愛がん動物の管理)

第19条 愛がん動物を飼養する者は、当該動物が近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第20条 家畜等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生の防止に努めなければならない。

(日照、電波障害の防止)

第21条 建造物を建設しようとする者は、近隣の日照に配慮するとともに、電波障害の発生の防止に努めなければならない。

第3章 生活環境保全審議会の設置

(設置及び権限)

第22条 市長は、第1条の目的を達成するため、松江市生活環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、生活環境の保全に関し必要な事項を調査し、又は審議するものとする。
- 3 審議会は、生活環境の保全に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会の委員は、生活環境の保全に関する学識経験のある者その他市長が適當と認める者で組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任命し、又は委嘱した委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して審議会の招集の請求があつたときは、審議会を招集しなければならない。

(会議)

第27条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
4 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境保全課において処理する。

第4章 雜則

(啓発等)

第29条 市長は、市民及び事業者に対し、生活環境の保全に関する意識の高揚及び知識の普及等の啓発に努めるものとする。

(表彰)

第30条 市長は、生活環境の保全に関し、特に貢献した個人又は団体を表彰することができる。

(生活環境保全推進員)

第31条 市長は、地域における生活環境の保全を推進するため、生活環境保全推進員を委嘱することができる。

(生活環境保全協定の締結)

第32条 市長は、生活環境の保全に関し必要と認めるときは、事業者に対して生活環境の保全に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 事業者は、市長から生活環境の保全に関する協定を締結するよう求められたときはこれに応ずるよう努めなければならない。

(指導等)

第33条 市長は、生活環境の保全に関し必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

2 市長は、生活環境の保全のために特に必要があると認めるときは、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(命令)

第34条 市長は、第15条に定める禁止区域内において、夜間花火をした者に対し、花火の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(罰則)

第35条 前条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

(立入調査)

第36条 市長は、生活環境の保全に関し必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、職員をして必要な場所に立ち入らせ、調査をすることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に開かれる審議会の会議は、第26条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 施行日の前日までに、合併前の松江市の生活環境の保全に関する条例(平成7年松江市条例第36号)、八雲村環境保全条例(平成4年八雲村条例第29号)、玉湯町環境保全条例(平成8年玉湯町

条例第15号)、宍道町生活環境保全条例(平成8年宍道町条例第27号)、鹿島町夜間花火規制条例(平成15年鹿島町条例第23号)又は美保関町夜間花火規制条例(平成16年美保関町条例第11号)の規定によりなされた夜間花火特別禁止区域の指定その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の鹿島町夜間花火規制条例、美保関町夜間花火規制条例の例による。

附 則(平成17年5月23日松江市条例第389号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

3 松江市きれいなまちづくり条例

○松江市きれいなまちづくり条例

平成18年3月31日

松江市条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等、事業者、所有者等が協働してまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料等を収納し、又は収納していた缶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の場所をいう。
- (6) 落書き 建物その他の施設に当該施設の所有者又は管理者の意思に反して描かれた文字、図形等で地域の美観を損ねるものをする。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市民等、事業者及び所有者等に対するきれいなまちづくりに関する意識の啓発をするとともに、必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、きれいなまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、その居住する地域において、互いに協力して美化活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、きれいなまちづくりに関する意識の啓発に努めるとともに、自己の事業所、その周辺その他事業活動を行う地域において、主体的に美化活動を行うよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、きれいなまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、主体的に美化活動を行うよう努めなければならない。

(空き缶等の投げ捨て禁止)

第7条 何人も、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第8条 何人も、公共の場所において、歩行しているとき、喫煙しないよう努めなければならぬ。

(落書きの禁止)

第9条 何人も、落書きをしてはならない。

(公共の場所における飼い犬の管理)

第10条 何人も、公共の場所において、飼い犬のふんを放置してはならない。

(美化推進地域の指定)

第11条 市長は、きれいなまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域を、美化推進地域(以下「推進地域」という。)に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により推進地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域住民及び関係団体等の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により推進地域を指定したときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。
- 4 前3項の規定は、推進地域を変更する場合について準用する。

(喫煙制限区域の指定)

第12条 市長は、推進地域において、特に喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、喫煙制限区域について準用する。

(喫煙制限区域における喫煙の制限)

第13条 何人も、喫煙制限区域の公共の場所において、吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙してはならない。

(美化推進計画)

第14条 市長は、第11条の規定により推進地域を指定したときは、推進地域に美化推進計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により美化推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該地域住民及び関係団体等の意見を聴かなければならない。
- 3 美化推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) きれいなまちづくりの推進に関する目標及び方針
 - (2) 市民等、事業者、所有者等の意識の啓発に関する事項
 - (3) 市、事業者、市民等及び関係団体等相互の連携に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

- 4 市長は、美化推進計画を策定したときは、その旨を公表するものとする。
- 5 第2項及び前項の規定は、美化推進計画を変更する場合について準用する。

(指導等)

第15条 市長は、第7条、第9条、第10条及び第13条の規定に違反している者に対し、原状の回復その他必要な措置を講じるよう指導又は勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(命令)

第16条 市長は、推進地域において、前条の勧告に従わない者に対し、原状の回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

- 2 前項の立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第19条 第16条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、平成19年4月1日から施行する。
(みんなでまもるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例の廃止)
- 2 みんなでまもるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例(平成13年宍道町条例第17号)は、廃止する。

参考資料2 計画策定経緯・諮問書・答申書・委員名簿

1 松江市生活環境保全審議会における審議経緯

日時	審議事項等
令和3年 11月8日（月）	・ 諒問 「松江市一般廃棄物処理基本計画」について
令和3年 11月26日（金）	・ 松江市一般廃棄物処理基本計画の改定について (1)松江市一般廃棄物処理基本計画の改定の基本的事項 (2)審議会のスケジュール (3)現行計画の具体的な施策の取り組み状況 (4)ごみ処理の実態と計画の進行状況 (5)施策の課題 (6)生活排水処理の状況と課題
令和3年 12月23日（木）	・ 松江市一般廃棄物処理基本計画の改定について (1)「ごみ処理基本計画」の改定の内容について (2)「生活排水処理基本計画」の改定の内容について (3)今後の進め方について
令和4年 2月16日（水）～ 3月2日（水）	・ パブリックコメント
令和4年 3月17日（木）	・ 松江市一般廃棄物処理基本計画の改定について (1)パブリックコメントの結果について (2)松江市一般廃棄物処理基本計画の改定（最終案）について (3)答申について
令和4年 3月23日（水）	・ 答申 「松江市一般廃棄物処理基本計画」について

2 諒問書

廃 第 524 号
令和 3 年 11 月 8 日

松江市生活環境保全審議会
会長 松本一郎 様

松江市長 上定昭仁



「松江市一般廃棄物処理基本計画」について（諒問）

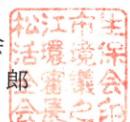
松江市の生活環境の保全に関する条例第22条第2項の規定に基づき、「松江市一般廃棄物処理基本計画」の改定について貴審議会の意見を求めます。

3 答申書

令和 4 年 3 月 23 日

松江市長 上 定 昭 仁 様

松江市生活環境保全審議会
会長 松本一郎



「松江市一般廃棄物処理基本計画」について（答申）

令和3年11月8日付け廃第524号により諮問のあった「松江市一般廃棄物処理基本計画」の改定について、意見をとりまとめ審議しましたので、下記のとおり答申します。

本答申を踏まえ、松江市一般廃棄物処理基本計画を改定し、計画に掲げられた施策が確実に実施され、循環型社会の形成に向け、ごみの減量及び再資源化に取り組んでいかれることを要望します。

記

1. 一般廃棄物処理基本計画（案） 別添のとおり

4 委員名簿

松江市生活環境保全審議会委員名簿

(任期：令和2年11月1日～令和4年10月31日)

50 音順

種 別	氏 名	所 属
委員	あべ よしてる 安 部 吉 輝	松江市町内会・自治会連合会 監事
委員	おかざき やすゆき 岡 崎 泰 幸	松江工業高等専門学校 助教
委員	かはら ゆきこ 加 原 征 子	J Aしまねくにびき女性部 副部長 ※ 任期：令和3年11月1日から
委員	くわばら まさき 桑 原 正 樹	宍道湖漁業協同組合 参事
○副会長	せざきてるゆき 瀬 崎 輝 幸	まつえ環境市民会議 代表
委員	ふくい はるこ 福 井 晴 子	一般公募
委員	ふじはら ひとみ 藤 原 人 美	松江N P O ネットワーク
委員	まつい もえ 松 井 萌	一般公募
委員	まつうら としひこ 松 浦 俊 彦	松江商工会議所 専務理事
◎会長	まつもと いちろう 松 本 一 郎	島根大学大学院教育学研究科 教授

計10名

参考資料3 松江市の地域概要

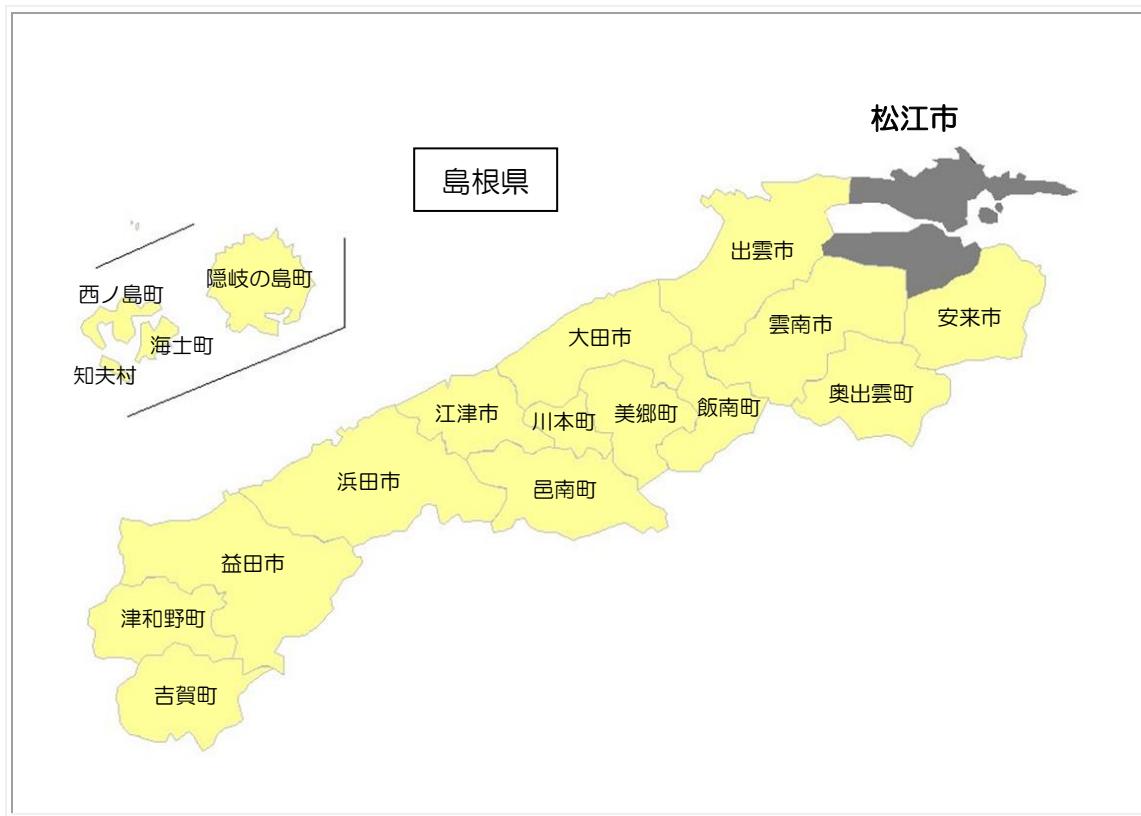
1 自然環境

1-1 位置と面積

本市の位置を図3-1-1に示す。

本市は島根県の北東部に位置しており、西部は宍道湖、東部は中海、北部は日本海に接している。本市は平成23年8月1日に東出雲町と合併して現在に至っており、合併後の本市域の面積は572.99km²で、島根県全体(6,708.24km²)の約8.5%を占めている。

◆図3-1-1 本市の位置



1-2 地勢

本市は、宍道湖、中海、それらを結ぶ大橋川により、市域が南北に二分されている。市域の中央部および宍道湖と大橋川の周辺部には、標高500m以内の平野部が広がり、この地域に市街地が形成され、都市機能や人口が集中している。

市街地の北部では、北に向かって、大平山、三坂山、枕木山、高尾山などの比較的急峻な山地へと移っている。

一方、南部には、星上山(標高454m)、天狗山(標高610m)、八雲山(標高424m)など、中国山地に連なる山々を抱いている。

水域は、内水面として宍道湖、中海、両湖沼をつなぐ大橋川、さらにこれらに流入する来待川、玉湯川、忌部川等がある。また、北部は日本海に面している。

このように、本市は緑豊かな山々を背後に抱き、宍道湖、中海、日本海という三種の水域に囲まれた、自然環境を有している。

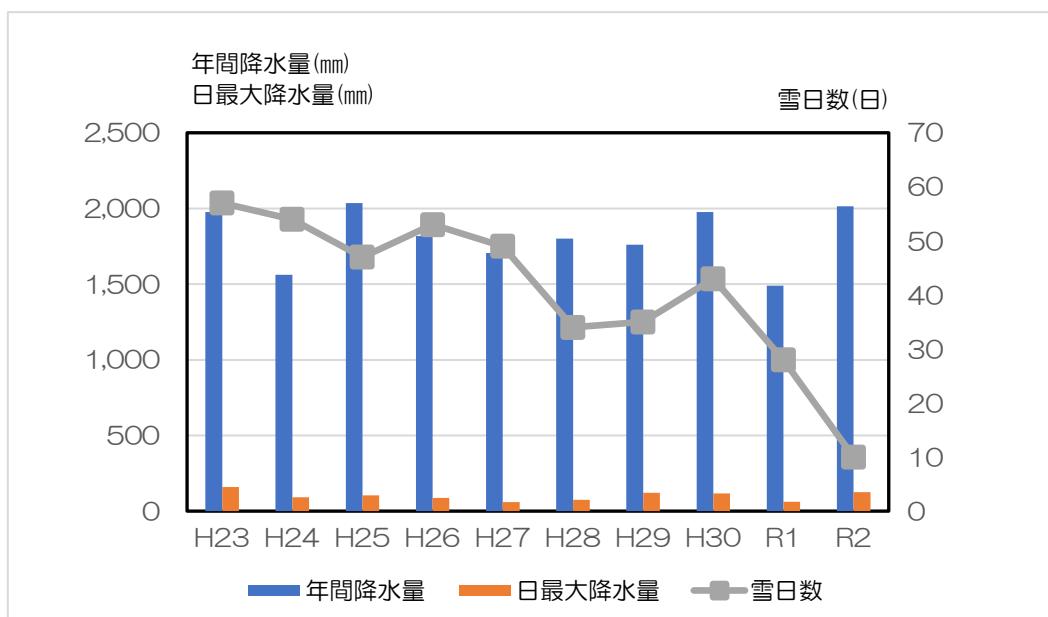
1-3 気候

本市の気象の概要を図3-1-2及び図3-1-3に示す。

本市の気候は冬多雨の北陸型と夏多雨の北九州型の中間と言われており、梅雨の7月及び台風の多い9月は降水量が多いものの各月の降水量は年間を通じて概ね同水準であり、年間の降雨量は1,500～2,000mm前後である。

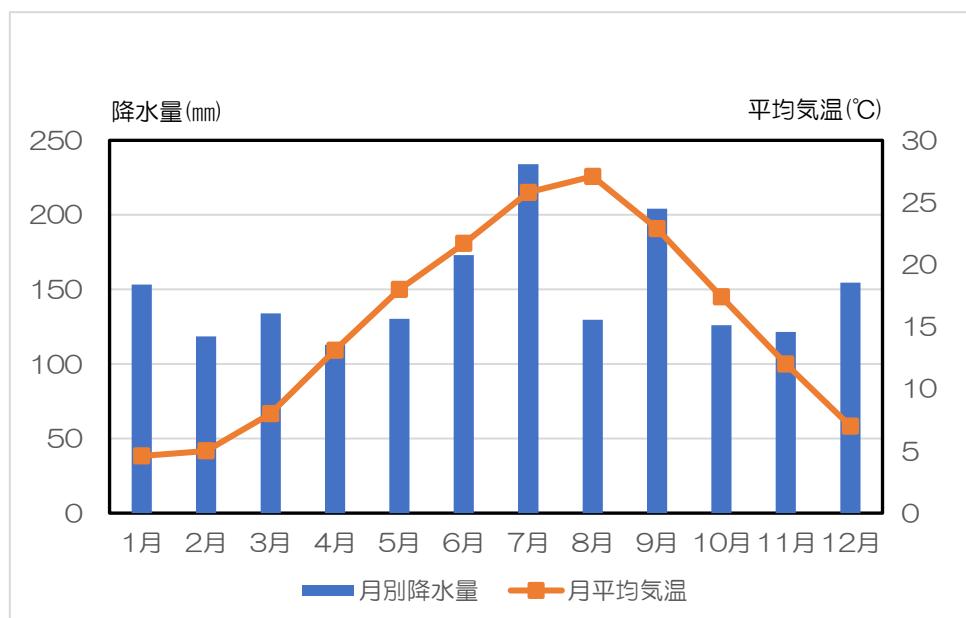
過去40年間の月別平均気温をみると、8月が25℃を超える最も高く、1月が5℃程度と最も低い。年間の平均気温は15.2℃で比較的温暖な気候である。

◆図3-1-2 年間降水量及び年間積雪日数の推移



資料：気象庁ホームページ

◆図 3-1-3 月別降水量及び月平均気温（1981年～2020年の平均）



資料：気象庁ホームページ

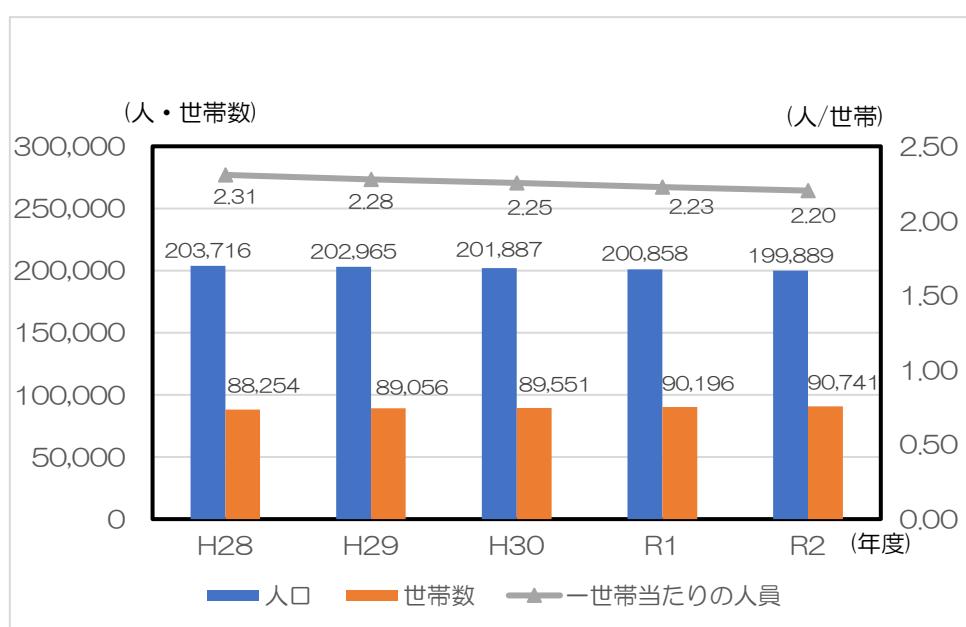
2 社会環境

2-1 人口及び世帯

近年の人口及び世帯数の推移を図 3-2-1 に示す。

近年の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移し、令和 2 年度末の人口は 199,889 人、世帯数は 90,741 世帯である。一世帯あたり人口は 2.20 人で減少傾向となっており、緩やかであるが核家族化の進行がうかがえる。

◆図 3-2-1 人口及び世帯数の推移（住民基本台帳、各年度末人口・世帯数）

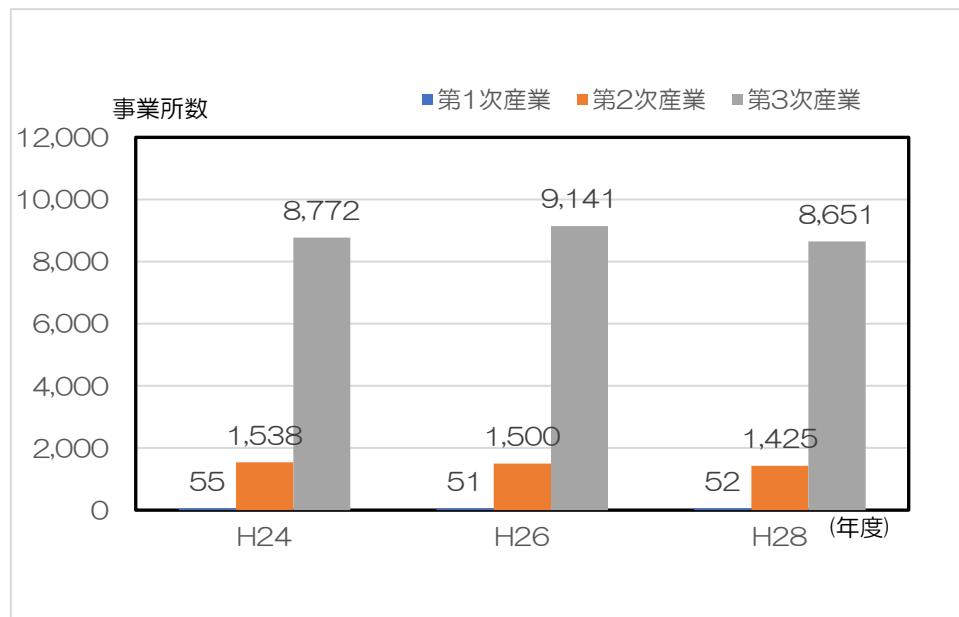


資料：松江市市民課

2-2 産業

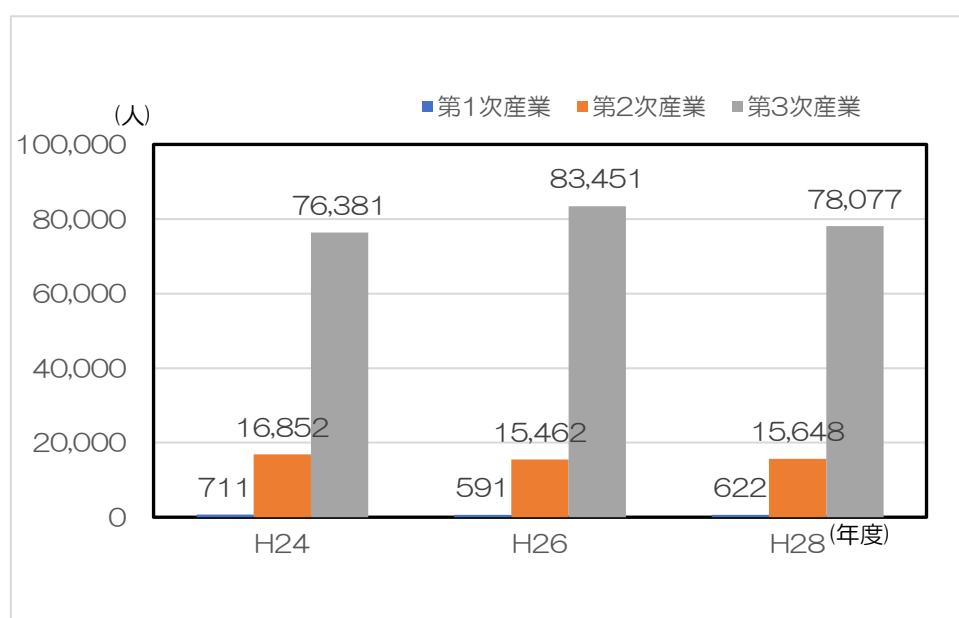
産業別事業所数及び就業者数の推移を図3-2-2、図3-2-3に示す。
事業所数及び従業者数は同じ傾向で推移しており、第一次産業（農林漁業など）と第三次産業（サービス業、小売業など）は概ね横ばい、第二次産業（製造業、建設業など）は減少する傾向である。

◆図3-2-2 産業別事業所数の推移



資料：経済センサス（総務省統計局）

◆図3-2-3 産業別就業者数の推移



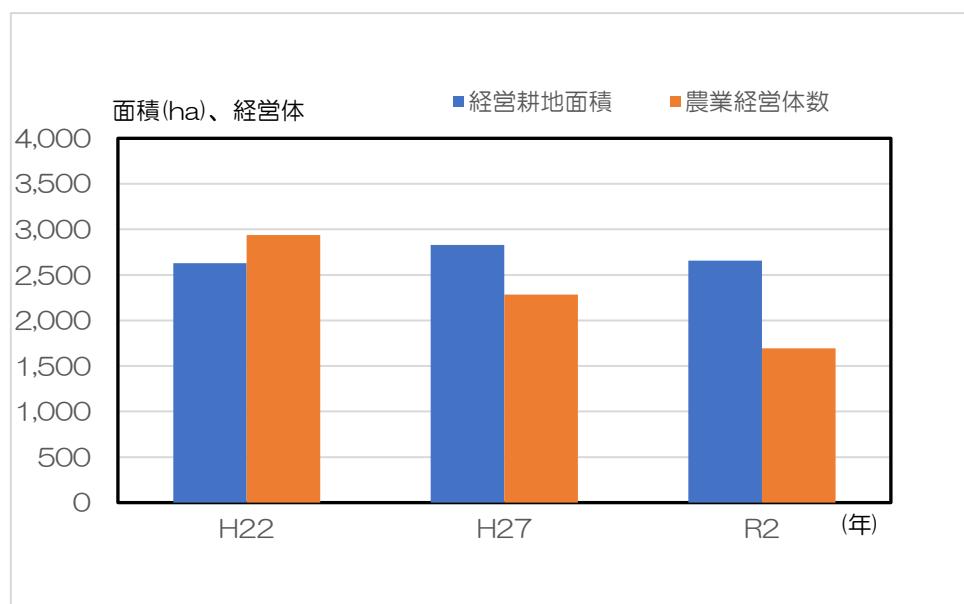
資料：経済センサス（総務省統計局）

(1) 農業

本市の経営耕地面積及び農業経営体数の推移を図 3-2-4 に示す。

本市においては、直近の調査では、経営耕地面積、農業経営体数ともに減少している。

◆図 3-2-4 経営耕地面積・農業経営体数推移



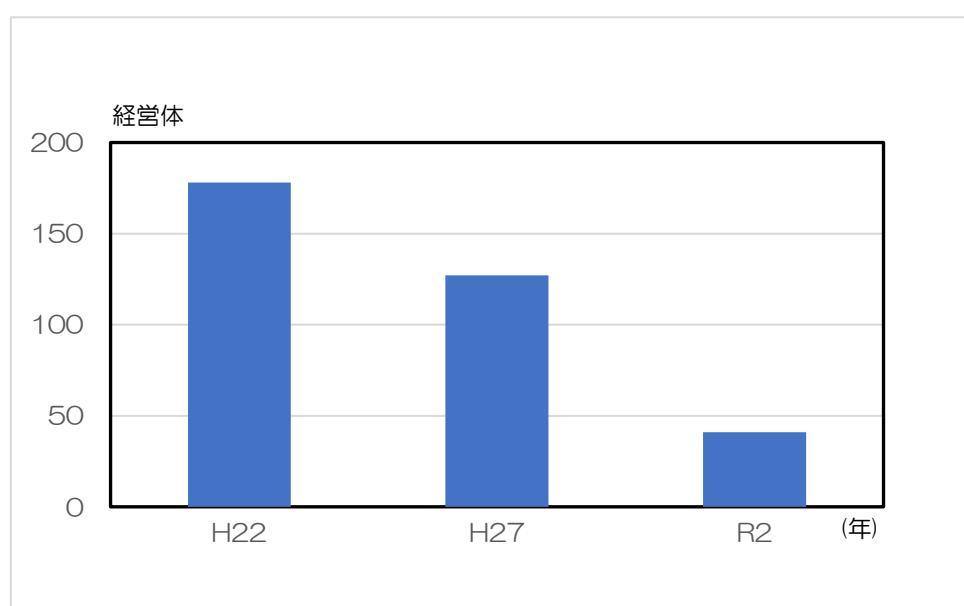
資料：農林業センサス（農林水産省）

(2) 林業

本市の林業経営体数の推移を図 3-2-5 に示す。

林業経営体数は、減少傾向であり、直近の調査では減少数が顕著である。

◆図 3-2-5 林業経営体数の推移



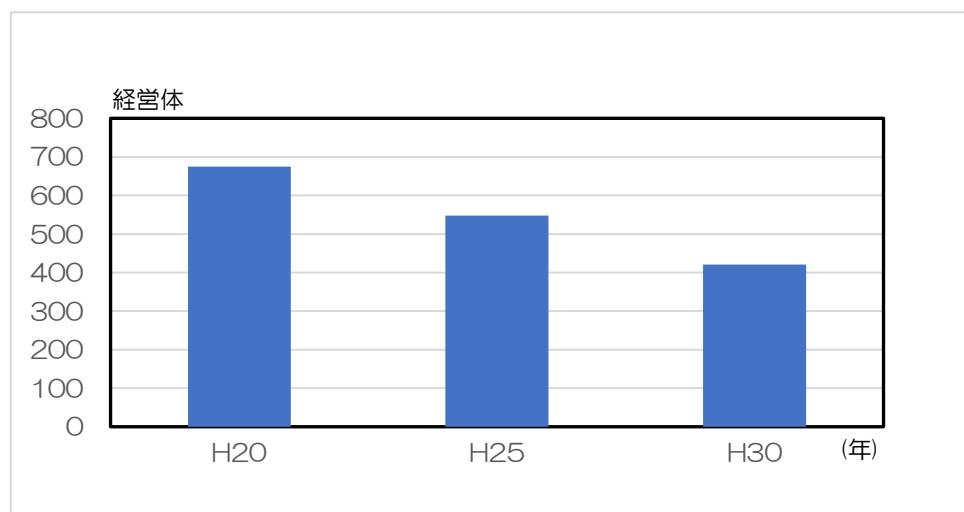
資料：農林業センサス（農林水産省）

(3) 漁業

本市の漁業経営体数の推移を図 3-2-6 に示す。

本市の漁業経営体は減少傾向となっている。

◆図 3-2-6 漁業経営体数の推移



資料：漁業センサス（農林水産省）

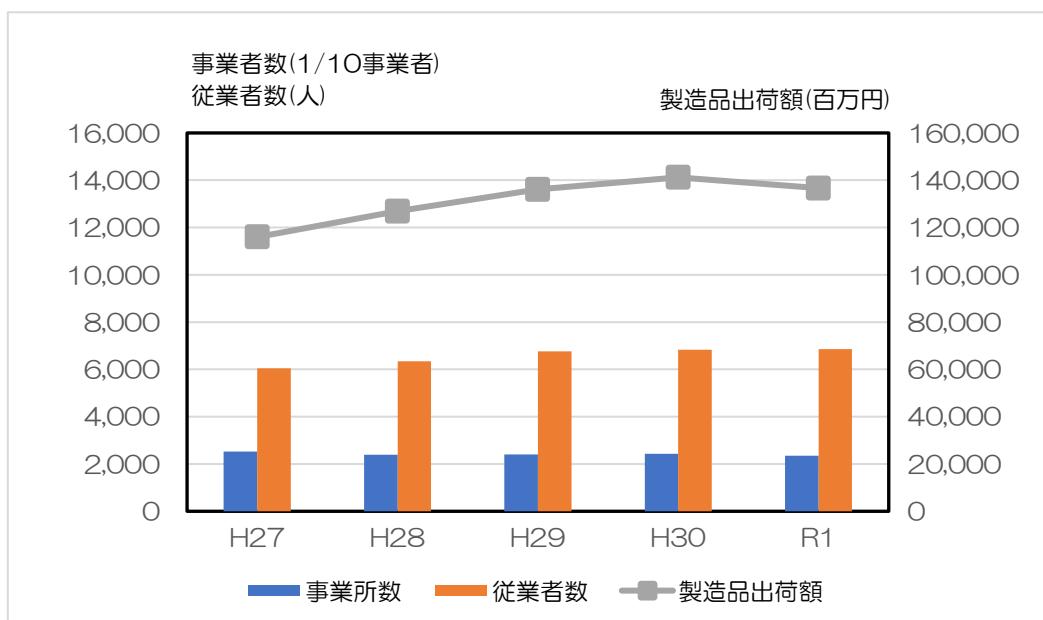
(4) 工業

本市における製造業の事業所数及び従業者数、製造品出荷額の推移を図 3-2-7 に示す。

事業所数は概ね横ばい、従業者数は増加傾向にある。

製造品出荷額は、平成 30 年に一旦 141,000 百万円程度まで増加しているが、全体としては横ばいとなっている。

◆図 3-2-7 製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移



資料：工業統計調査（経済産業省）

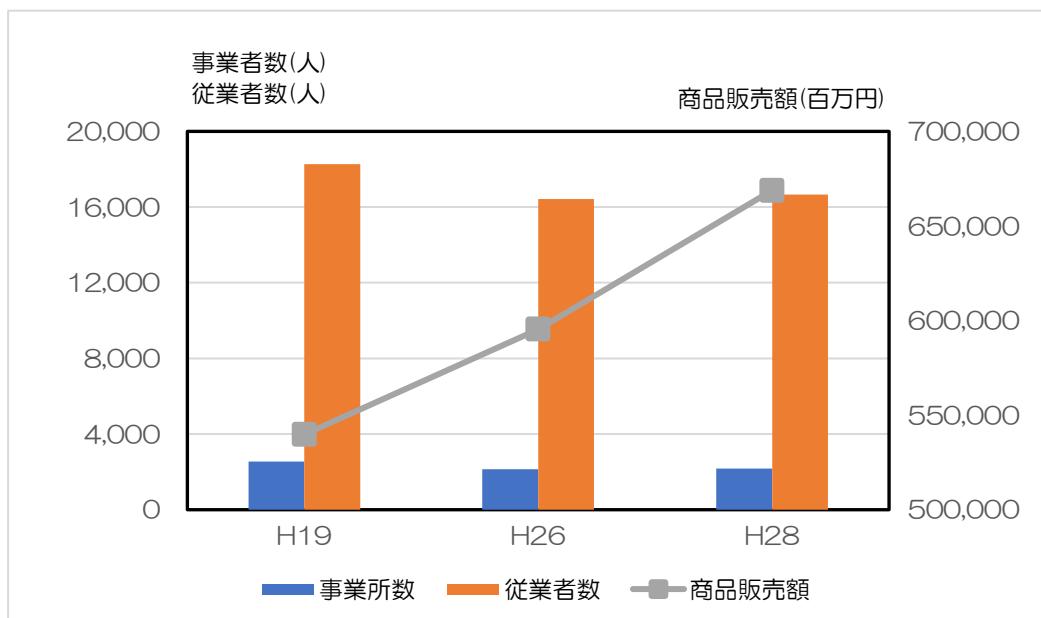
(5) 商業

本市における商店数及び従業者数、商品販売額の推移を図3-2-8に示す。

本市では、近年は商店数、従業者数ともに概ね横ばいの傾向である。

一方、商品販売額は増加している。この要因は観光客の増加などが考えられる。

◆図3-2-8 商店数、従業者数、商品販売額の推移



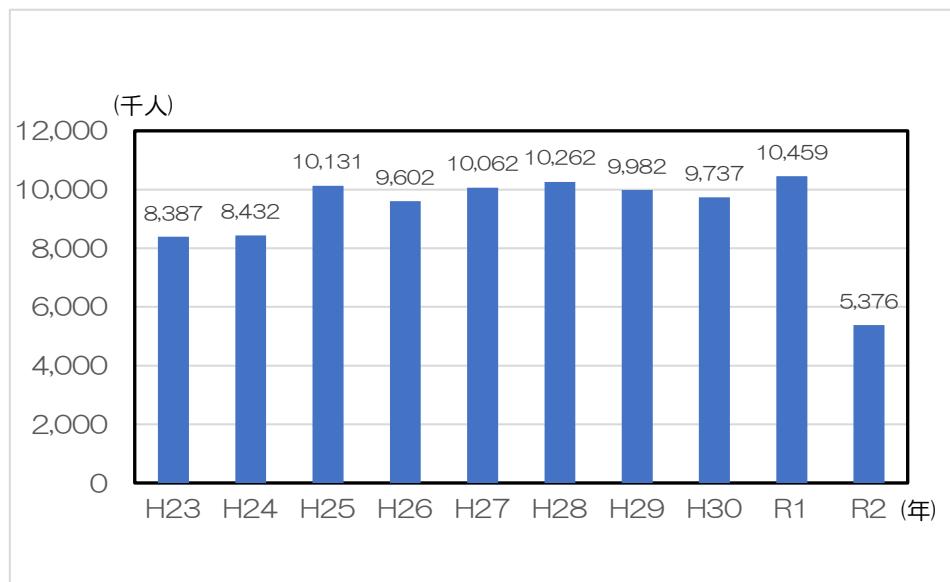
資料：(H19、H26) 商業統計調査（経済産業省）
(H28) 経済センサス（総務省統計局）

(6) 観光

本市における観光入り込み客数の推移を図3-2-9に示す。

本市には、松江城や武家屋敷等の伝統と歴史に裏打ちされた文化的施設に加え、宍道湖・堀川などの自然環境を活かした景観など豊かな観光資源を有しており、国際文化観光都市として多くの観光人口を誇っている。平成25年度以降出雲大社の「平成の大遷宮」、松江城国宝化などにより1千万人前後で推移していたが、令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響により半分程度に落ち込んでいる。

◆図 3-2-9 観光入り込み客数の推移



資料：島根県観光動態調査

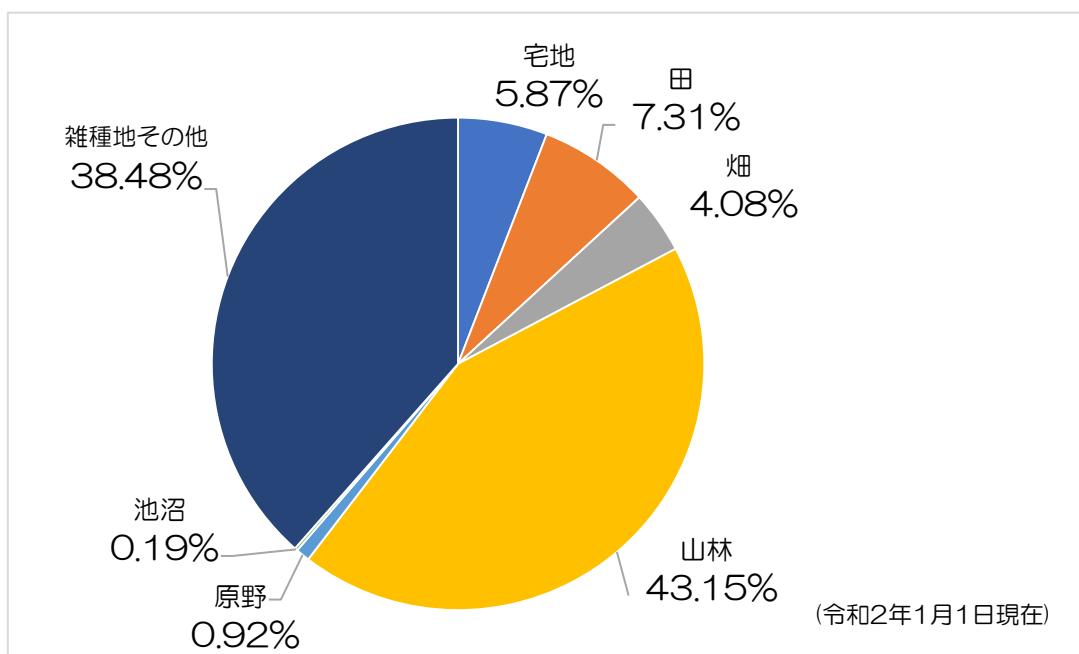
3 都市環境

3-1 土地利用状況

地目別土地面積の割合を図 3-3-1 に示す。

本市面積 (572.99km²) の 43.15%を山林が占めている。次いで、雑種地その他が 38.48%となっており、これらの地目で 8 割を占めている。また、農用地としては、田が 7.31%、畠が 4.08%となっている。

◆図 3-3-1 地目別土地面積



資料：松江市統計書

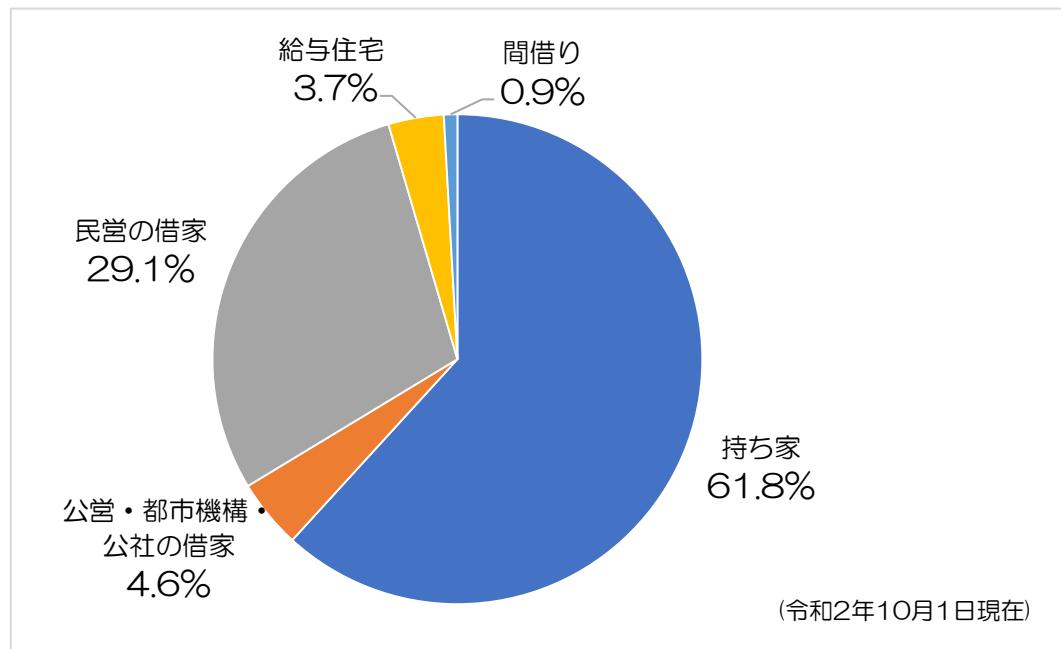
3-2 住宅

住宅の状況を図 3-3-2 に示す。

本市の住宅のうち、持ち家の割合は 61.8% であり、住宅の大部分を占めている。

次いで割合が高いのは民営の借家で 29.1% である。公営・都市機構・公社の借家は 4.6% となっており、この 3 種の住宅が本市の住宅の約 96% を占めている。

◆図 3-3-2 住宅の状況



資料：国勢調査報告（総務省統計局）

3-3 交通

本市管内における道路整備の状況を表 3-3-1 に示す。

本市管内における国道は改良率 98.5%、舗装率 100% である。県道及び市町村道については、改良率・舗装率は 100% に至っておらず、県道は改良率 85.1%、舗装率 95.9% であり、市町村道は改良率 55.6%、舗装率 75.1% という状況である。

■■表 3-3-1 道路整備の状況(令和2年4月1日現在)

総 数					国 道 計				
実 延 長 (km)	改 良 済 延 長 (km)	改 良 率 (%)	舗 装 済 延 長 (km)	舗 装 率 (%)	実 延 長 (km)	改 良 済 延 長 (km)	改 良 率 (%)	舗 装 済 延 長 (km)	舗 装 率 (%)
2,723	1,638	60.2	2,126	78.1	115	113	98.5	115	100.0

県 道 計					市 町 村 道 計				
実 延 長 (km)	改 良 済 延 長 (km)	改 良 率 (%)	舗 装 済 延 長 (km)	舗 装 率 (%)	実 延 長 (km)	改 良 済 延 長 (km)	改 良 率 (%)	舗 装 済 延 長 (km)	舗 装 率 (%)
250	213	85.1	240	95.9	2,359	1,312	55.6	1,771	75.1

注) 自転車道、西日本高速道路株式会社管理を含まない。

資料：島根県統計書

参考資料4 国及び県のごみ処理行政の動向

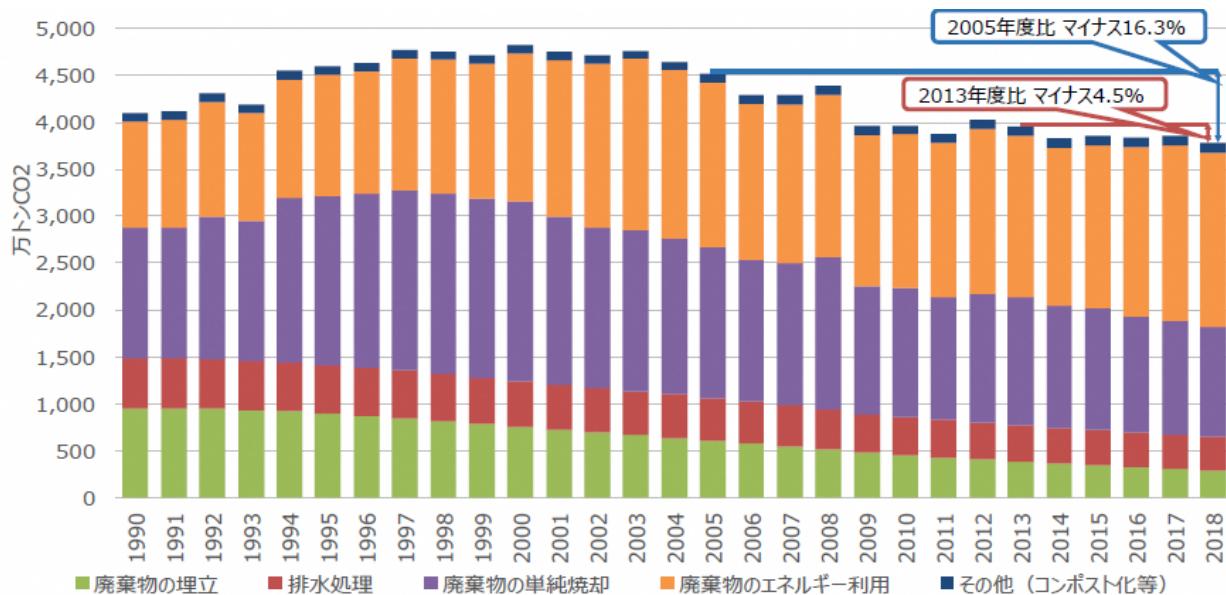
1 国の関係法令・計画・方針等

(1) 廃棄物分野における地球温暖化対策

廃棄物分野においても、「脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現」に向け、環境にやさしい暮らし・社会への転換を促し、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を可能な限り削減していく取組が求められている。

国内廃棄物分野における温室効果ガスの排出割合は、我が国の温室効果ガス総排出量のうち3.0%を占めている。国内廃棄物分野における、平成30年（2018）度の温室効果ガス排出量は、3,782万トン（CO₂換算）となっている。廃棄物発電の導入や有機性廃棄物埋立量の削減等、温室効果ガス削減に向けた様々な取組みにより、平成30年度の排出量は、平成17年（2005）度比で-16.3%、平成25（2013）年度比で-4.5%削減を達成している。

◆図 国内廃棄物分野での温室効果ガス排出量の推移（CO₂換算）



出典：中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会
産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ資料
(環境省環境再生・資源循環局、令和3年4月9日)

廃棄物分野における地球温暖化対策については、以下（2）に示す第四次循環型社会形成推進基本計画、（3）に示す廃棄物処理法に基づく基本方針、（4）に示す廃棄物処理施設整備計画のそれぞれにおいて、地球温暖化対策の推進・低炭素型社会の実現を重点課題として位置付けられ、総合的な取組みを実施するものとされている。

これら（2）～（4）の計画策定以降の新たな対策や施策については、プラスチックに係る

資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）の成立を見据えた、2030年（令和12年）度目標の見直しや深掘りの検討、2050カーボンニュートラル、脱炭素の普及・促進に向けた、廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオに係る将来像や、実現のための基本的考え方等が示されつつあるところである。

（2）循環型社会形成推進基本法・循環型社会形成推進基本計画

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年1月に施行された。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとされている。

また、同法では、政府において、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画を策定することを規定している。この計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るために中心的な仕組みとなるものであり、平成30年6月に閣議決定した第四次の循環型社会形成推進基本計画では、国の取組の基本的な方向や一般廃棄物の減量化に関する数値目標を次のとおりとしている。

■■表 第四次循環型社会形成推進基本計画における基本的方向と数値目標

＜循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性＞		
＜数値目標＞		
指標	数値目標	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日	令和7年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人/日	令和7年度
事業系ごみ排出量	約1,100万トン/年	令和7年度

(3) 廃棄物処理法の基本方針

環境大臣は、平成13年5月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（基本方針）を決定し公表した。その中では、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保すること等を定めている。

平成28年1月に改正された基本方針では、一般廃棄物の減量化の目標を次のとおりとしている。

■■表 廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標量

指標	令和2年度目標値
排出量	平成24年度に対し、約12%削減
再生利用率	約27%
最終処分量	平成24年度に対し、約14%削減
家庭系ごみ排出量 (1人1日当たり)	500g

(資料) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
(平成13年5月環境省告示第34号) 改正 平成28年1月21日環境省告示第7号

(4) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定される。

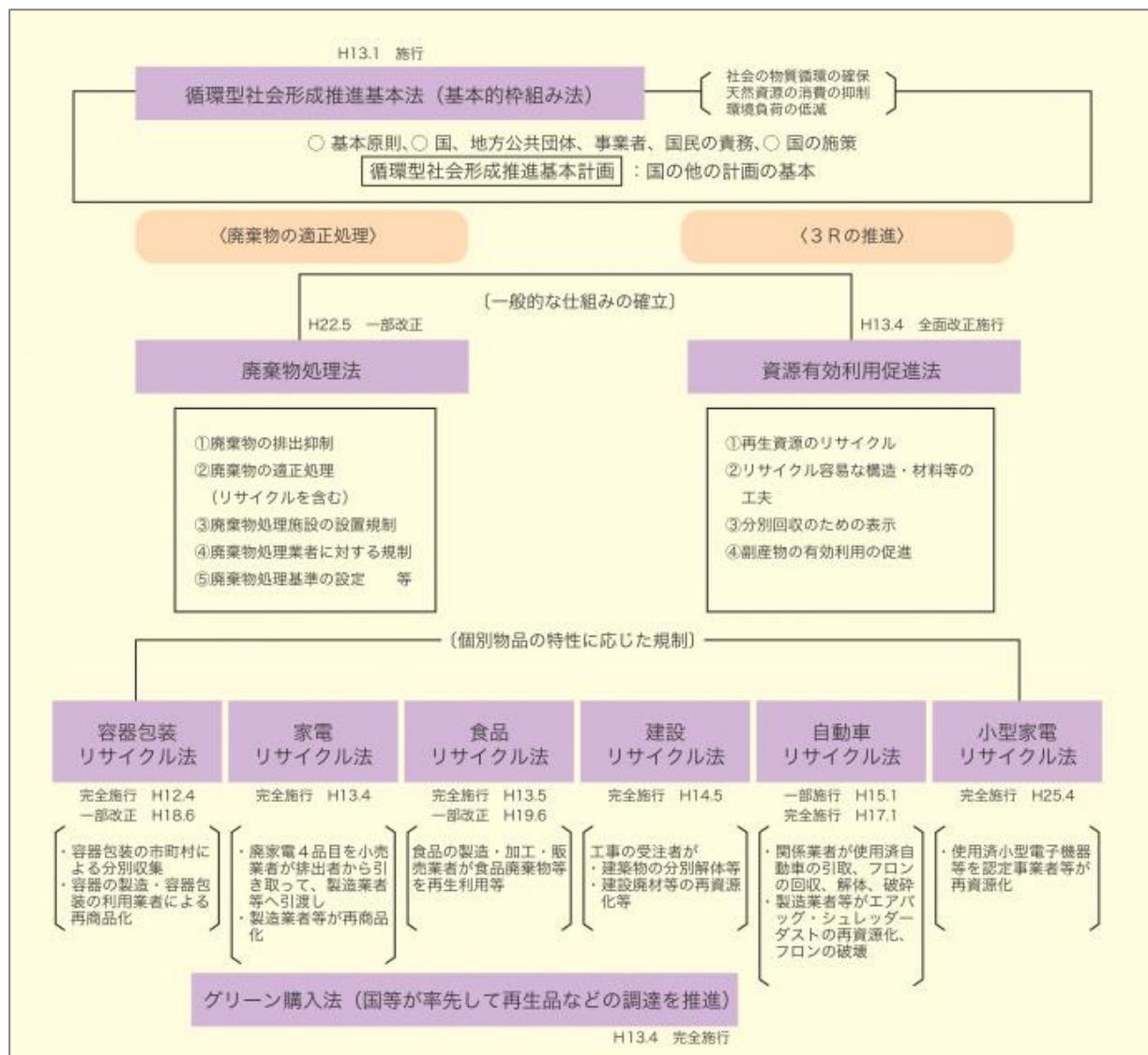
平成30年6月19日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」（計画期間：平成30年度～令和4年度の5ヶ年）は、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備が強調された。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても記載を充実している。

■■表 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

目標及び指標	2017年度見込み	2022年度
ごみのリサイクル率	21%	27%
一般廃棄物最終処分量の残余年数	2017年度の水準（20年分）を維持	

(5) 循環型社会形成推進のための法体系

環境基本法の基本理念の大きな柱の一つである社会の物質循環の確保や天然資源の消費の抑制による環境負荷の低減を目指すための法律として、「循環型社会形成推進基本法」が平成13年1月に施行された。その目的は廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立することと、個別の廃棄物及びリサイクル関係法律の整備と合わせて、循環型社会の形成に向けた実効ある取組みの推進を図ることにある。同法の法体系の概要を下表に示す。



出典：資源循環ハンドブック 2019

◆図 循環型社会形成のための法体系

以上(2)～(5)に示す、廃棄物分野における、国（環境省等）の地球温暖化対策や循環型社会形成推進に向けた施策動向については、今後も調査・研究を進め、必要に応じて本市の一般廃棄物処理関連施策へ反映を図っていく。

(6) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

資源有効利用、海洋プラスチックごみ問題やアジア諸国の輸入制限への対応等、世界的にも重要性が高まっているこれらの課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方針を示すものとして「プラスチック資源循環戦略（令和1年5月、環境省他8省庁）」が策定された。本戦略では、今後の戦略展開の一つとして、リユース・リサイクル分野で「2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指します。」とされている。また、当該戦略策定を受けて、「プラスチック資源循環促進法」が令和3年6月に成立し、令和4年4月1日より施行される。

現在環境省では、同法に関連する施行令等について法整備の準備が進められているところである。従って、今後の当該法律の整備の内容や県内他市町村の動向等を踏まえながら、調査・研究を進め、必要に応じて本市の廃棄物分野の関連施策へ反映を図っていく。

(7) 食品ロスの削減の推進に関する法律

世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食料を輸入し食料の多くを輸入に依存している我が国として、食品ロスの問題は真摯に取組みを進めていかなければならぬ課題である。平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても、食品ロスについて言及されており、その削減は解決すべき国際的な重要課題とされている。

こうした状況を受けて、国（消費者庁）では令和元年5月31日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布され、令和元年10月1日に施行された。この法律では、食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなくできるだけ食品として活用するようにしていくことが明記され、多様な主体が連携し国民運動として食品ロスの削減を推進し、この問題へ対応していくことが示されている。

2 島根県の計画・方針等

(1) 島根県環境総合計画

島根県では、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、循環型社会推進計画により、環境保全などの取組や進捗管理を進めてきたが、これら三計画が同時に改定年度を迎えたことから、新たな環境問題を含めた諸課題・諸施策を共有し、効果的・効率的な施策展開を図るために、「島根県環境総合計画（令和3年3月）」を新たに策定した。

当該計画では5つの施策体系により、総合的かつ計画的に取組を推進するとされている。このうち、本計画に関連する分野別施策「4 循環型社会の形成」に示される、一般廃棄物の目標及び施策の概要は、以下のとおりである。

◆図 循環型社会の形成に係る計画概要（島根県環境総合計画）

【一般廃棄物の目標】

項目	基準年 2018年度	目標年 2025年度	目標内容等
排出量（千t）	239	215	10%以上削減（全国平均より高く、取組を推進する余地がある）
再生利用率（%）	21.9	23	23%以上（県内の実情に合わせた目標設定）
最終処分量（千t）	21	18	14%以上削減（更なる排出抑制、再資源化などの対策を推進）

【取組の方向】

取組	内 容
①3Rなどの推進	<p>資源の有効利用や循環利用が、質の高い循環型社会につながる。 発生抑制、再使用、再生利用（3R）などに社会全体で取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境教育・環境学習や、官民連携の取組により、プラスチックの賢い利用など、県民や事業者による環境に配慮した取組を推進。 廃棄物の発生抑制や再生利用等に関する基礎研究や技術開発、環境に配慮した経営などを支援。 廃棄物の再生利用が進むよう、県内の優れたりサイクル製品の利用を促進。 事業者や県民への指導・啓発により、自動車や家電などの法令に基づいた適切なりサイクルを推進。
②食品ロスの削減	<p>まだ食べることができる食品の廃棄は、国際的にも重要な課題。 食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着と、具体的な実践を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの約半分は家庭からのものであり、計画的な購入・調理、使い切りなど、日常生活における実践を促進。 30・10運動（宴会の始め30分、終わり10分は食事に充てる）など、宴会や外食での実践を促進。 社会全体での取組が必要であり、食品製造業や外食産業などにも協力を働きかけていく。 フードバンク活動への支援、食品廃棄物の活用促進（飼料や肥料、エネルギーとしての利用など）にも取り組む
③適正処理の確保	<p>環境負荷を少なくするためにには、廃棄物の適正な処理が不可欠。 不法投棄の防止や、安全で信頼できる処理体制の確保などを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者や処理事業者の指導、優良な処理事業者の育成に取り組む。 市町村や警察などと連携した監視パトロール、監視カメラなどの設置により不適正処理を撲滅する。 市町村の一般廃棄物処理施設の整備・維持管理や、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理を進める。 海岸管理者、市町村、地域住民等との連携により、海岸漂着ごみの円滑な処理を進める。

(2) 島根県生活排水処理ビジョン

島根県では、生活環境の改善や水環境の保全を図るため、これまで4回にわたり市町村と一緒にとなって汚水処理施設の長期的な整備方針を策定し、汚水処理施設の整備を推進してきた。その結果、第4次構想「生活排水処理ビジョン」において目標としていた平成30年度の汚水処理人口普及率概ね8割は達成することができた。

しかし、全国と比較すると島根県は未だ整備が遅れており、整備手法の見直しなどによる効率的な汚水処理施設整備を進めていく必要がある。また、集合処理施設への接続率の低迷、人口減少に伴う厳しい経営環境、執行体制の脆弱化、施設の老朽化など、汚水処理が直面する新たな課題もある。

島根県は、汚水処理人口普及率の向上に加えて、新たな課題への対応も勘案した構想として、平成31年度から令和8年度までを計画期間とする第5次構想「島根県生活排水処理ビジョン」を平成31年1月に策定し、目標年度である令和8年度末の汚水処理人口普及率を87%以上とする方針が示されている。

◆図 島根県生活排水処理ビジョン第5次構想の概要

構想推進に向けての施策	
視点1:快適な生活環境	
施	平成38年度(2026年度)末の汚水処理人口普及率を87%以上とする
策	普及率が低い県西部地区と隠岐地区の普及率向上を目指す
視点2:きれいな水環境	
施	平成38年度(2026年度)末の集合処理施設への接続率を90%以上とする
策	合併処理浄化槽への転換を推進する
視点3:資源の循環	
施	汚水処理施設で発生する資源・エネルギーの有効利用を推進する
視点4:持続的な汚水処理	
施	汚水処理施設の老朽化に対し計画的な維持管理を推進する
策	汚水処理施設の総合的な防災・減災対策を推進する
視点5:健全な経営	
施	広域化・共同化、官民連携の導入などにより持続的な経営を推進する
策	分かりやすい情報の発信により住民の関心・理解の向上を図る

参考資料5 一般廃棄物処理に関する資料

1 一般廃棄物処理事業の変遷

本市における一般廃棄物処理事業の経緯を表 5-1-1 に示す。

■■表 3-1-1 本市における一般廃棄物処理事業の経緯(1)

年	主な事柄
昭和 59 年 (1984)	・松江地区環境衛生組合の北工場 200 t／日を供用開始し、南工場との2施設による可燃ごみの処理体制を整える。
平成元年 (1989)	・旧松江市西持田不燃物処理場を供用開始 ・ごみ、し尿処理の事務に保健・防疫・消防等を加え、組合を改変し、名称を「松江地区広域行政組合」に変更
平成2年 (1990)	・旧組合西持田最終処分場を供用開始（4月）
平成4年 (1992)	・資源ごみの5種分別（新聞紙、雑誌類、段ボール、布類、牛乳パック）の月1回収集を開始
平成6年 (1994)	・資源ごみにあき缶を加え、6種分別収集を開始
平成7年 (1995)	・あき缶を除く資源ごみの収集を月1回から月2回に変更
平成8年 (1996)	・粗大ごみの収集を年1回から年2回に変更 ・資源ごみのあき缶収集を月1回から月2回に変更
平成 10 年 (1998)	・松江地区広域行政組合のリサイクルプラザ（第一）を供用開始（10月）し、びん類、缶類に加えペットボトルの再資源化を始める。
平成 11 年 (1999)	・西持田不燃物処理場第Ⅱ工区を供用開始
平成 12 年 (2000)	・可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋での収集を開始
平成 14 年 (2002)	・粗大ごみ処理施設（エコストーション松江）を供用開始（4月） ・西持田最終処分場（新設）を供用開始（4月） ・川向リサイクルプラザ（くりんぴーす）を供用開始（10月）し、プラスチック製容器包装類、紙製容器包装類の再資源化を開始、4種 14 分別となる。
平成 17 年 (2005)	・市町村合併による新松江市誕生（3月）（構成市町村：松江市、鹿島町、島根町、美保関町、玉湯町、宍道町、八雲村）によりごみ処理事業を本市の事業として開始する。 ・松江地区広域行政組合の解散・東出雲町の可燃ごみの受託処理を開始（3月）
平成 18 年 (2006)	・西持田不燃物処理場第Ⅱ工区（拡張）を供用開始（1月）
平成 23 年 (2011)	・指定ごみ袋の料金改定 ・新ごみ処理施設（エコクリーン松江）を供用開始（4月） ・市町村合併による新松江市誕生（8月）（構成市町村：松江市、東出雲町）により、旧東出雲町を含めた新たな体制でごみ処理事業を開始する。 ・9種 14 分別による収集を開始
平成 26 年 (2014)	・消費税率の改定（5%→8%）に伴うごみ処理手数料の改定（4月）

■■表 3-1-1 本市における一般廃棄物処理事業の経緯(2)

年	主な事柄
平成 28 年 (2016)	<ul style="list-style-type: none">・川向クリーンセンターの基幹整備が終わり供用開始（4月）・事業所の従業員の飲食に伴う缶、びん、ペットボトルのリサイクルステーションでの回収を開始（4月）・事業所から出るもやせるごみ、もやせないごみの搬入受付をエコクリーン松江に一元化（4月）・旧宍道町のし尿及び浄化槽汚泥を川向クリーンセンターで処理開始、雲南広域連合への処理委託終了（4月）
平成 30 年 (2018)	<ul style="list-style-type: none">・資源ごみに蛍光管を加えて 10 種 15 分別とし、回収ボックスによる収集を開始（4月）・もやせるごみ及び自己搬入（家庭ごみ・事業所ごみ）のごみ処理手数料の改定（10月）・し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定（10月）
平成 31 年 令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none">・粗大ごみ収集の有料化（4月）・消費税率の改定（8%→10%）に伴うごみ処理手数料の改定（10月）

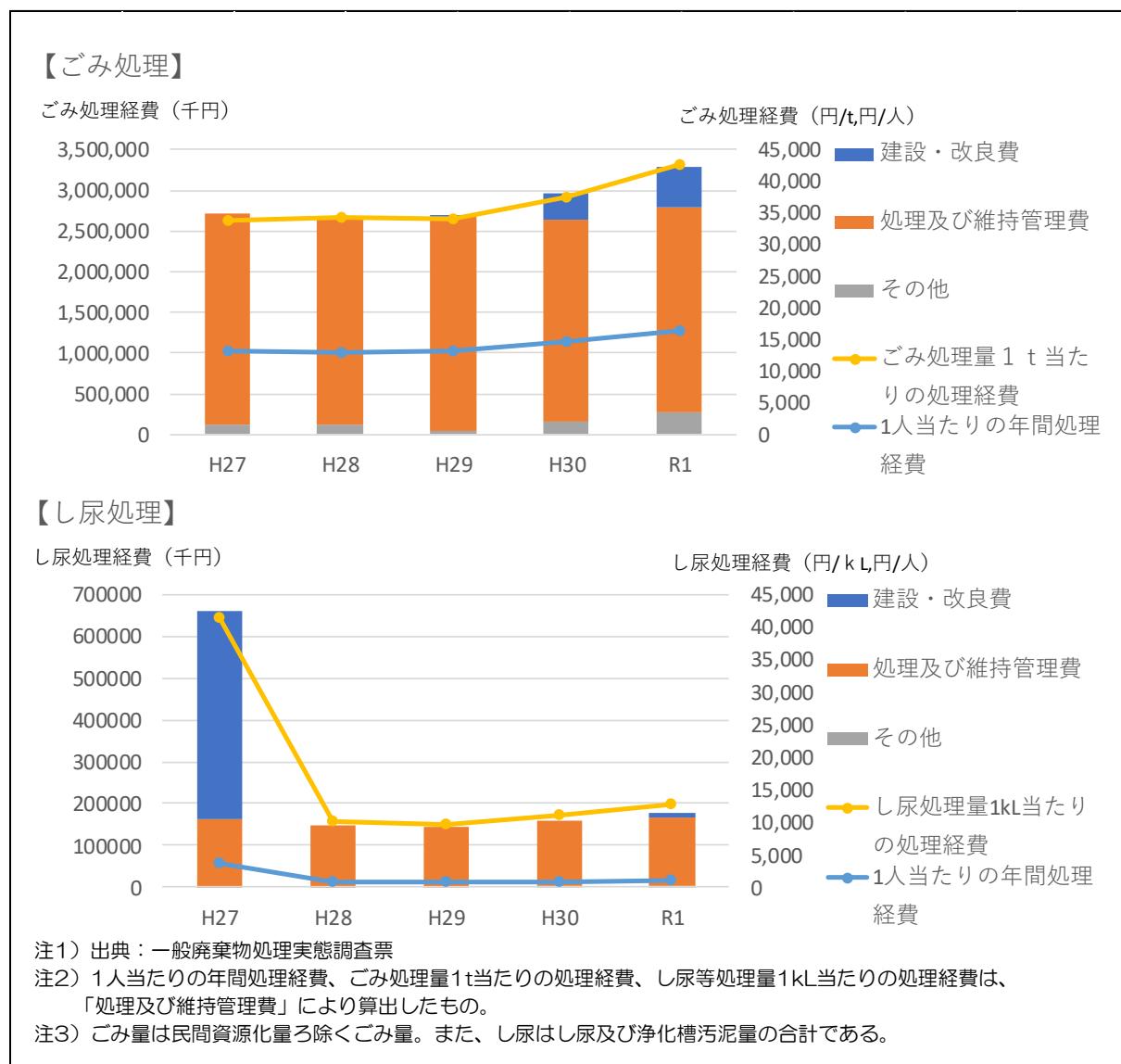
2. 一般廃棄物処理経費の推移

本市のごみ及びし尿処理に要する経費等の推移を図3-2-1に示す。

ごみ処理については、ごみ処理量1t当たりに要する経費は33~42千円程度で、一人当たりの年間処理経費は13~16千円程度で推移している。

し尿処理については、し尿処理量1kL当たりに要する経費は、平成27年度に41千円程度でそれ以降は10千円程度で推移している。

◆図3-2-1 ごみ及びし尿処理に要する維持費等の推移



3. 周辺市町村の動向

本市周辺自治体のごみ処理及び屎処理体制の状況を表 3-4-1、3-4-2 に示す。

■■表 3-4-1 周辺自治体のごみ処理体制（令和3年度）

処理主体	処理対象 市町村	可燃ごみ処理	資源・粗大処理	最終処分
安来市	単独処理	民間委託	安来市高尾クリーンセ ンター (20t/日、破・ 圧、H5)	安来クリーンセンター 穂日島 (5.3 万 m ³ 、 H5)
			安来市広瀬一般廃棄物 前処理施設 (4t/日、 圧、H3)	安来市広瀬一般廃棄物 最終処分場 (2.5 万 m ³ 、H3)
			安来市伯太農産廃棄物 処理施設 (6.9t/日、 圧、H3)	安来市伯太一般廃棄物 最終処分場 (2.1 万 m ³ 、S61)
出雲市	単独処理	出雲エネルギーセンター (218t/日、全連、 H15) ※新エネルギーセンター (200t/日、全連、 R4.4より供用開始予 定)	出雲クリーンセンター (50t/日、破、H7)	神西一般廃棄物埋没処 理場 (42.0 万 m ³ 、 H7)
			出雲リサイクルセンタ ー (72t/日、選・圧・ 梶、H8)	
			平田不燃物処理センタ ー (20t/日、破、 S63)	平田不燃物処理センタ ー (5.8 万 m ³ 、S63)
			佐田クリーンセンター (3t/日、破・圧・梶、 H6)	佐田クリーンセンター (0.8 万 m ³ 、H6)
			斐川クリーンステーシ ョン (13t/日、破・圧 、H8)	斐川クリーンステーシ ョン (4.2 万 m ³ 、 H8)
奥出雲町	単独処理	仁多可燃物処理センタ ー (20t/日、機バ、 S56)	仁多クリーンセンター (7t/日、破・圧、 H11)	埋立処分場 (3.1 万 m ³ 、H11)
雲南市・ 飯南町 事務組合	雲南市、 飯南町	雲南エネルギーセンター (30t/日、燃料化 、H11)	リサイクルプラザ (12.5t/日、選・圧・梶 、H16)	一般廃棄物最終処分場 (2.9 万 m ³ 、H15)
		いいしクリーンセンタ ー (15t/日、中継、 H15) ※出雲市に委託、R4. 4より雲南エネルギー センターへ集約予定。	いいしクリーンセンタ ー (2.4t/日、選・圧・ 梶、H15)	いいしクリーンセンタ ー (0.3 万 m ³ 、 H16)

注1)

可燃ごみ処理の欄：(処理能力、炉型式ほか、竣工年)

資源・粗大処理の欄：(処理能力、種類、竣工年) 種類：破=破碎、圧=圧縮、選=選別、梶=梶包

最終処分の欄：(全体容量、竣工年)

■■表 3-3-2 周辺自治体のし尿処理体制（令和3年度）

処理主体	処理対象市町村	し尿処理施設
安来市	単独処理	対仙浄園汚泥再生処理センター（50 kI/日、高負荷、H3）
雲南広域連合	奥出雲町、雲南市、飯南町	雲南クリーンセンター（90 kI/日、標準脱窒素、H元）
出雲市	単独処理	出雲環境センター（193 kI/日、高負荷・膜、H16）

注1)

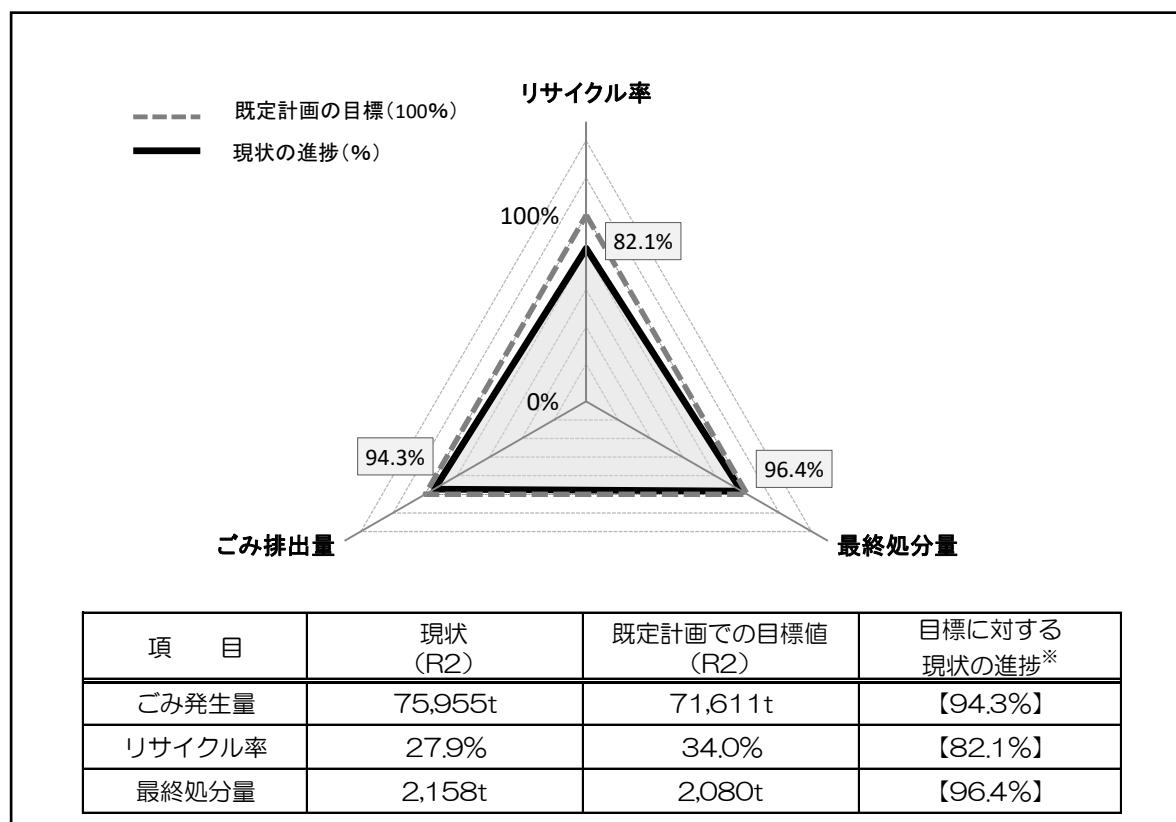
し尿処理施設の欄：（処理能力、処理方式、竣工年）

処理方式：標準脱窒素=標準脱窒素処理方式、高負荷=高負荷脱窒素処理方式、膜=膜分離処理方式

4. ごみ処理の評価

既定計画の達成状況を図 3-4-1 に示す。

◆図 3-4-1 既定計画の達成状況

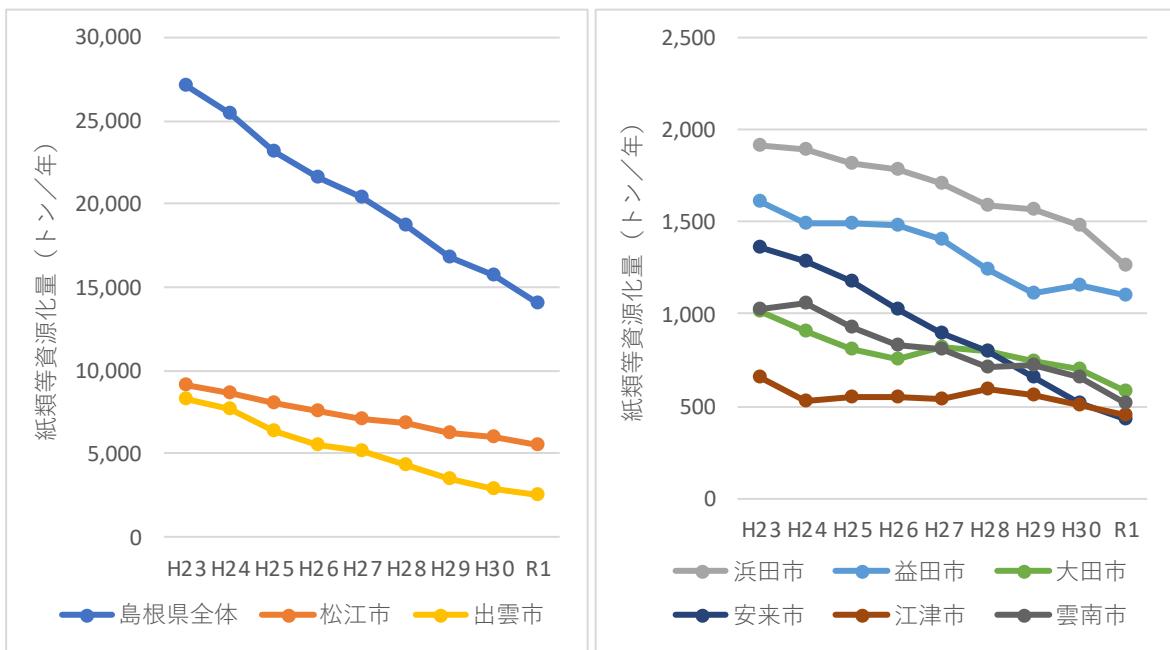


5. 近年の紙類資源化量動向

■■表 3-5-1 島根県内の紙類資源化量の推移

(単位:トン)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1/H23比
島根県全体	27,168	25,434	23,193	21,600	20,433	18,700	16,780	15,729	14,081	51.8%
松江市	9,162	8,627	8,103	7,565	7,125	6,793	6,258	6,055	5,550	60.6%
浜田市	1,913	1,895	1,823	1,790	1,705	1,586	1,568	1,484	1,265	66.1%
出雲市	8,290	7,642	6,397	5,572	5,155	4,354	3,500	2,913	2,560	30.9%
益田市	1,612	1,496	1,498	1,485	1,408	1,249	1,115	1,155	1,107	68.7%
大田市	1,017	908	814	753	824	803	745	703	583	57.3%
安来市	1,359	1,287	1,179	1,029	901	800	658	521	434	31.9%
江津市	663	531	548	546	536	592	559	510	454	68.5%
雲南市	1,031	1,056	931	833	812	709	726	661	513	49.8%



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

参考資料6 ごみ排出量の将来推計について

表1-1 行政区域内人口の将来推計【松江市】

●将来人口の見通し

和暦	H27	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
西暦	2015	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
推計人口 (人)	206,230	203,016	202,469	201,927	201,380	200,836	200,290	199,897	199,503	199,105	198,711	198,318

:松江市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン(令和2年2月)に示される人口

:本計画の推計に用いた人口

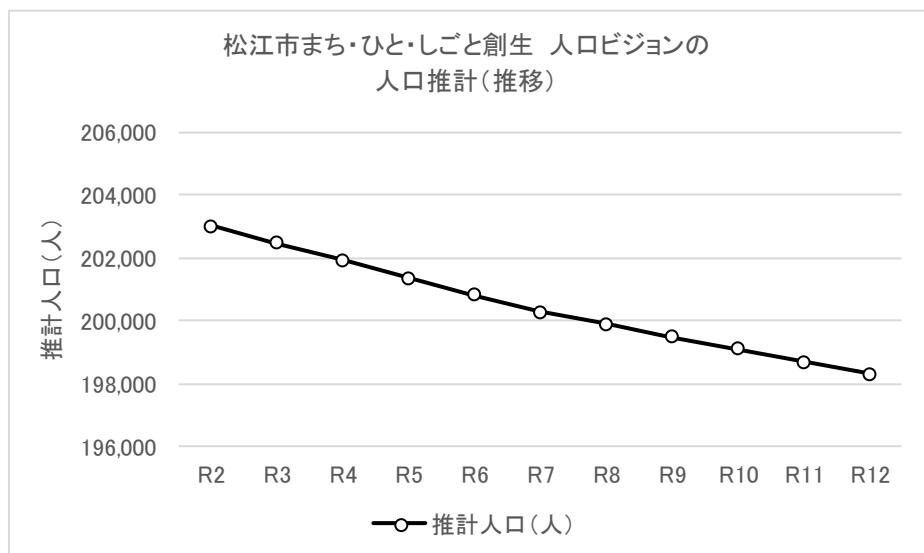


表1-2 ごみ排出量の実績及び将来推計結果【松江市】

単純推計														推計		
年度	実績													推計		
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
行政区域内人口 口計画処理区域内地人口	[人] 206,575	207,136	206,439	205,783	204,960	204,507	203,899	203,029	202,159	200,965	202,469	201,927	201,380	200,836	200,290	199,897
もやせるごみ	年間ごみ量 [t/年度] 35,436	36,294	36,532	36,734	36,708	36,097	35,894	35,786	35,018	34,557	35,361	35,237	35,217	34,996	34,872	34,781
金属	日ごみ量 [t/日] 96.92	99.44	100.09	100.64	100.30	98.90	98.34	98.04	95.68	94.68	96.88	96.54	96.22	95.88	95.54	95.29
紙製容器包装	原 単位 [g/人/日] 468.7	480.1	484.8	489.1	489.3	483.6	482.3	482.9	473.3	471.1	478.5	478.1	477.8	477.4	477.0	476.7
缶	年間ごみ量 [t/年度] 828	817	787	767	780	757	748	856	794	881	894	898	915	916	920	934
びん	一日ごみ量 [t/日] 2.26	2.24	2.16	2.10	2.13	2.08	2.05	2.35	2.17	2.41	2.45	2.46	2.50	2.51	2.52	2.56
古紙	年間ごみ量 [t/年度] 1,683	1,532	1,453	1,354	1,318	1,280	1,240	1,276	1,314	1,337	1,361	1,365	1,373	1,372	1,383	1,387
ペットボトル	一日ごみ量 [t/日] 4.60	4.20	3.98	3.71	3.60	3.51	3.40	3.49	3.59	3.66	3.73	3.74	3.75	3.76	3.79	3.80
粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年度] 585	575	565	541	522	519	519	512	517	547	511	507	509	500	498	496
古布	日ごみ量 [t/日] 1.60	1.58	1.55	1.48	1.43	1.42	1.42	1.40	1.41	1.50	1.40	1.39	1.39	1.37	1.36	1.36
粗大ごみ等	年間ごみ量 [t/年度] 521	463	419	390	370	324	308	348	352	374	318	310	304	299	292	285
家庭系古紙	日ごみ量 [t/日] 1.42	1.27	1.15	1.25	1.27	1.33	1.36	1.44	1.47	1.52	1.58	1.62	1.65	1.69	1.72	1.78
事業系もやせるごみ	年間ごみ量 [t/年度] 548	581	601	605	596	595	614	821	347	298	325	325	326	321	321	321
事業系もやせないごみ	日ごみ量 [t/日] 1.50	1.59	1.65	1.66	1.63	1.63	1.68	2.25	0.95	0.82	0.89	0.89	0.89	0.88	0.88	0.88
合 計 (収集ごみ)	年間ごみ量 [t/年度] 50,064	50,415	50,167	49,612	49,136	47,961	47,211	47,362	45,595	44,849	45,413	45,014	44,777	44,276	43,933	43,667
自己搬入ごみ	日ごみ量 [t/日] 136.8	138.1	137.4	135.9	134.3	131.4	129.3	129.8	124.6	122.9	124.2	123.3	122.34	121.31	120.37	119.64
可燃ごみ	年間ごみ量 [t/年度] 2,797	2,605	3,219	3,185	3,747	3,090	3,436	3,833	4,188	5,209	4,727	4,946	5,179	5,380	5,599	5,818
不燃ごみ	日ごみ量 [t/日] 7.64	7.14	8.82	8.73	10.24	8.47	9.41	10.50	11.44	14.27	12.95	13.55	14.15	14.74	15.34	15.94
資源ごみ	年間ごみ量 [t/年度] 43	37	34	29	38	62	87	74	106	12	11	11	11	11	11	11
粗大ごみ等	年間ごみ量 [t/年度] 2,77	249	229	197	185	150	132	142	107	205	131	124	121	117	113	106
事業系古紙	日ごみ量 [t/日] 0.76	0.68	0.63	0.54	0.51	0.41	0.36	0.39	0.29	0.56	0.36	0.34	0.33	0.32	0.31	0.29
ボランティア回収ごみ等	年間ごみ量 [t/年度] 917	857	782	702	664	970	789	1,168	1,143	961	967	971	981	982	986	993
合 計 (自己搬入ごみ)	年間ごみ量 [t/年度] 6,622	666.8	665.8	660.5	655.0	642.5	634.4	639.1	616.2	614.5	610.7	609.2	604.0	601.0	598.5	598.5
ごみ排出量	年間ごみ量 [t/年度] 72,802	71,848	73,599	73,267	73,785	72,296	72,392	73,061	71,848	69,777	72,302	72,240	72,422	72,177	72,166	72,229
日ごみ量 [t/日] 9,14	8,73	10,47	10,38	11,87	10,10	11,09	12,75	12,39	15,09	13,84	14,44	15,04	15,62	16,22	16,82	
集団回収量	年間ごみ量 [t/年度] 335	166	-	-	-	-	-	-	-	8	8	8	8	8	8	
ごみ総排出量	年間ごみ量 [t/年度] 1,093	1,024	1,091	1,023	1,091	2,030	2,276	2,442	2,431	2,129	2,631	2,690	2,771	2,825	2,891	2,967
民間資源化処理量	年間ごみ量 [t/年度] 6,908	7,174	6,847	8,424	6,389	5,686	6,654	6,086	5,525	6,178	6,139	6,125	6,130	6,111	6,103	6,099
生ごみ	年間ごみ量 [t/年度] 1,454	1,658	1,389	1,359	1,398	1,438	1,344	978	883	753	712	668	633	602	573	551
草木	年間ごみ量 [t/年度] 1,524	1,885	1,051	2,778	1,650	1,688	2,564	2,981	2,652	3,442	3,497	3,548	3,601	3,632	3,668	3,701
魚あら	年間ごみ量 [t/年度] 342	318	322	329	317	303	267	263	238	196	193	190	187	183	179	175
生ごみ(直営)	年間ごみ量 [t/年度] 34	34	35	37	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
紙くず・木くず・繊維くず	年間ごみ量 [t/年度] 3,514	3,244	4,020	3,890	2,989	2,257	2,479	1,864	1,752	1,787	1,737	1,719	1,709	1,694	1,683	1,672
電池等	年間ごみ量 [t/年度] 40	35	30	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ごみ発生量	年間ごみ量 [t/年度] 80,045	79,188	80,446	81,691	80,174	77,982	79,046	79,147	77,373	75,955	78,449	78,373	78,560	78,296	78,277	78,336
原 単位 [g/人/日]	1058.7	1047.4	1067.6	1087.6	1068.8	1044.7	1062.1	1068.0	1045.7	1035.5	1061.5	1063.4	1065.9	1068.1	1070.7	1073.7

注) 端数処理のため若干の誤差を含む。

表1-3 処理内訳の推計結果

単純推計

自治体: 松江市

		実績←→推計												
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
行政区域内人口(計画処理区域内人口)		204,960	204,507	203,899	203,029	202,159	200,965	202,469	201,927	201,380	200,836	200,290	199,897	
排出量		73,785	72,296	72,392	73,061	71,848	69,777	72,302	72,240	72,422	72,177	72,166	72,229	
収集ごみ (家庭系)	もやせるごみ	a	36,708	36,097	35,894	35,786	35,018	34,557	35,361	35,237	35,217	34,996	34,872	34,781
	金属ごみ	b	780	757	748	856	794	881	894	898	915	916	920	934
	プラ製容器包装	c	1,318	1,280	1,240	1,276	1,314	1,337	1,361	1,365	1,373	1,372	1,383	1,387
	紙製容器包装	d	499	467	440	445	436	417	405	391	384	372	365	358
	缶類	e	522	519	519	512	517	547	511	507	509	500	496	496
	びん類	f	1,456	1,428	1,408	1,365	1,349	1,334	1,329	1,303	1,288	1,259	1,241	1,226
	ペットボトル	g	464	484	497	527	539	555	577	591	604	617	628	650
	古紙	h	6,423	6,008	5,544	5,426	4,915	4,539	4,322	4,077	3,847	3,614	3,405	3,219
	古着	i	370	324	308	348	352	374	318	310	304	299	292	285
	粗大ごみ	j	596	595	614	821	347	298	325	325	326	321	321	321
	家庭系粗大ごみ(金属製以外)	j'	R2比	48.6%		329	335	447	184	145	158	158	156	156
	家庭系粗大ごみ(金属製)	j''	R2比	51.4%		266	278	374	164	153	167	167	165	165
自己搬入 ごみ	蛍光管	aa						13	10	10	10	10	10	10
	計	A	49,136	47,961	47,211	47,362	45,595	44,849	45,413	45,014	44,777	44,276	43,933	43,667
	家庭系粗大ごみ等	k	3,747	3,090	3,436	3,833	4,188	5,209	4,727	4,946	5,179	5,380	5,599	5,818
	家庭系古紙	l	38	62	87	74	106	12	11	11	11	11	11	11
	事業系もやせるごみ	m	19,466	19,760	19,998	20,065	20,215	18,254	20,283	20,353	20,478	20,484	20,539	20,594
	事業系もやせないごみ	n	1,211	1,272	1,528	1,585	1,637	1,248	1,737	1,792	1,856	1,909	1,971	2,033
	事業系古紙	o	185	150	132	142	107	205	131	124	121	117	113	106
自己搬入 ごみ	事業系缶・びん・ペット	p	2	1	1	1								
	計	B	24,649	24,335	25,181	25,699	26,253	24,927	26,889	27,226	27,645	27,901	28,233	28,562
集団回収量		q								8	8	8	8	8
ごみ総排出量		r=A+B+q	73,785	72,296	72,392	73,061	71,848	69,777	72,310	72,248	72,430	72,185	72,174	72,237
処理量			実績←→推計											
生ごみ	生ごみ	★	1,398	1,438	1,344	978	883	753	712	668	633	602	573	551
	草木		1,650	1,688	2,564	2,981	2,652	3,442	3,497	3,548	3,601	3,632	3,668	3,701
	魚あら		317	303	267	263	238	196	193	190	187	183	179	175
	生ごみ(直営)		35											
	紙くず・木くず・繊維くず		2,989	2,257	2,479	1,864	1,752	1,787	1,737	1,719	1,709	1,694	1,683	1,672
	電池等													
	計	C	6,389	5,686	6,654	6,086	5,525	6,178	6,139	6,125	6,130	6,111	6,103	6,099
ごみ発生量		E	80,174	77,982	79,046	79,147	77,373	75,955	78,449	78,373	78,560	78,296	78,277	78,336
■エコクリーン松江			実績←→推計											
処理量(施設間移動後搬入量+残渣)			27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	36	37
施設処理量			61,145	61,948	62,311	61,842	59,916							
家庭系	家庭系もやせるごみ	a	60,256	61,145	61,948	62,311	61,843	59,916	62,769	62,989	63,391	63,428	63,640	63,885
	家庭系粗大ごみ(金属製以外)	j'	36,708	36,097	35,894	35,786	35,018	34,557	35,361	35,237	35,217	34,996	34,872	34,781
	家庭系自己搬入粗大ごみ等	k'	335	329	335	447	184	145	158	158	158	156	156	156
	事業系もやせるごみ	m	19,466	19,760	19,998	20,065	20,215	18,254	20,283	20,353	20,478	20,484	20,539	20,594
	事業系もやせないごみ	n	0	1,272	1,528	1,585	1,637	1,248	1,737	1,792	1,856	1,909	1,971	2,033
	その他	k'' R2 (503)	552	597	758	596	601	503	503	503	503	503	503	503
処理内訳			実績←→推計											
西待田リサイクルプラザ	溶融スラグ	r1 R2比 10.3%	6,675	5,708	6,671	6,154	6,011	6,155	6,448	6,470	6,512	6,516	6,537	6,562
	溶融メタル	r2 R2比 1.9%	776	1,029	1,154	1,146	1,113	1,120	1,174	1,178	1,185	1,186	1,190	1,194
	溶融飛灰	R2比 2.7%	1,573	1,659	1,720	1,620	1,567	1,616	1,693	1,699	1,710	1,711	1,716	1,723
	減量化量		51,232	52,749	52,403	53,391	53,152	51,025	53,455	53,642	53,985	54,016	54,196	54,405
	減量化率		85.0%	86.3%	84.6%	85.7%	85.9%	85.2%	85.2%	85.2%	85.2%	85.2%	85.2%	85.2%
■西待田リサイクルプラザ			実績←→推計											
施設処理量			27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	36	37
缶類			2,442	2,432	2,423	2,403	2,405	2,436	2,417	2,401	2,401	2,376	2,365	2,372
	e		522	519	519	512	517	547	511	507	509	500	496	496
	資源物	e' R2比 96.9%	484	470	478	484	465	529	495	491	493	484	480	480
	処理残渣		38	50	41	28	52	17	16	16	16	16	16	16
びん類	f		1,456	1,428	1,408	1,365	1,349	1,334	1,329	1,303	1,288	1,259	1,241	1,226
	資源物	f' R2比 86.9%	1,336	1,346	1,185	1,149	1,212	1,159	1,154	1,132	1,119	1,094	1,078	1,065
	処理残渣		120	82	222	216	137	175	175	171	169	165	163	161
	ペットボトル	g		464	484	497	527	539	555	577	591	604	617	628
資源物	g' R2比 77.2%		418	423	402	430	426	429	446	457	467	477	485	502
	処理残渣		46	62	95	96	113	126	131	134	137	140	143	148

■川向リサイクルプラザ

		実績←→推計											
		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	36	37
施設処理量		8,833	8,290	7,751	7,711	7,230	6,884	6,548	6,278	6,040	5,785	5,569	5,366
プラ製容器包装	c	1,318	1,280	1,240	1,276	1,314	1,337	1,361	1,365	1,373	1,372	1,383	1,387
資源物	c' R2比 95.5%	1,230	1,205	1,162	1,191	1,228	1,276	1,299	1,303	1,311	1,310	1,320	1,324
処理残渣		88	76	77	85	86	61	62	62	62	62	63	63
紙製容器包装	d	499	467	440	445	436	417	405	391	384	372	365	358
資源物	d' R2比 90.7%	418	416	405	389	384	378	367	355	348	337	331	325
処理残渣		81	51	35	57	51	39	38	36	35	34	33	33
古紙	s=h+i+o	6,646	6,219	5,763	5,642	5,129	4,756	4,464	4,212	3,979	3,742	3,529	3,336
資源物	s' R2比 101.5%	6,707	6,377	5,853	5,667	5,166	4,825	4,529	4,273	4,037	3,796	3,580	3,385
処理残渣		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古着	i	370	324	308	348	352	374	318	310	304	299	292	285
資源物	i' R2比 88.0%	349	293	305	339	338	329	280	273	267	263	257	251
処理残渣		21	31	3	9	14	45	38	37	37	36	35	34

■エコステーション松江

		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	36	37
施設処理量		2,252	2,296	2,554	2,816	2,595	2,282	2,789	2,848	2,929	2,981	3,047	3,123
金属ごみ	b	780	757	748	856	794	881	894	898	915	916	920	934
事業系もやせないごみ	n	1,211	1,272	1,528	1,585	1,637	1,248	1,737	1,792	1,856	1,909	1,971	2,033
金属製粗大ごみ	j''	261	266	278	374	164	153	158	158	158	156	156	156
資源物金属類	t	596	609	677	510	625	764	780	802	817	835	856	856
埋立	R2比 0.78%	955	603	466	677	511	542	562	561	563	561	561	561

■民間資源化量

		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	36	37
處理量		6,389	5,686	6,654	6,086	5,525	6,178	6,139	6,125	6,130	6,111	6,103	6,099
生ごみ(堆肥+液肥)	★	1,398	1,438	1,344	978	883	753	712	668	633	602	573	551
生ごみ(堆肥)	u	1,113	1,146	1,052	934	883	753	712	668	633	602	573	551
資源化量	60%	u'	668	688	631	560	530	452	427	401	380	361	344
生ごみ(液肥)	v	285	292	292	44	0	0	0	0	0	0	0	0
資源化量	100%	v'	285	292	292	44	0	0	0	0	0	0	0
草木(堆肥)	w	1,650	1,688	2,564	2,981	2,652	3,442	3,497	3,548	3,601	3,632	3,668	3,701
資源化量	60%	w'	990	1,013	1,538	1,789	1,591	2,065	2,098	2,129	2,161	2,179	2,201
魚あら(魚油・魚粉)	x	317	303	267	263	238	196	193	190	187	183	179	175
資源化量	20%	x'	63	61	53	53	48	39	39	38	37	36	35
生ごみ(堆肥)		35											
資源化量		3											
紙くず・木くず・繊維くず(RPF)	y	2,989	2,257	2,479	1,864	1,752	1,787	1,737	1,719	1,709	1,694	1,683	1,672
資源化量	100%	y'	2,989	2,257	2,479	1,864	1,752	1,787	1,737	1,719	1,709	1,694	1,683

■リサイクル量

		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	36	37
項目		23,693	22,173	23,219	21,934	20,788	21,179	21,267	21,008	20,838	20,560	20,367	20,212
リサイクル量	(市全体)	D											
	(本市処理分)	E	18,758	17,924	18,278	17,677	16,902	16,865	16,994	16,749	16,579	16,316	16,130
紙類(集団回収量含む)	s'-z	6,677	6,377	5,853	5,667	5,166	4,825	4,529	4,273	4,037	3,796	3,580	3,385
紙パック	z R2 (27)	30	25	27	28	24	28	28	28	28	28	28	28
紙製容器包装	d'	418	391	378	361	360	350	339	327	320	309	303	297
金属類	r2+e'+t	1,562	2,095	2,242	2,306	2,088	2,275	2,433	2,449	2,481	2,487	2,505	2,530
ガラス類	f'	1,336	1,346	1,185	1,149	1,212	1,159	1,154	1,132	1,119	1,094	1,078	1,065
ペットボトル	g'	418	423	402	430	426	429	446	457	467	477	485	502
プラ製容器包装	c'	1,230	1,205	1,162	1,191	1,228	1,276	1,299	1,303	1,311	1,310	1,320	1,324
布類	i'	349	293	305	339	338	329	280	273	267	263	257	251
肥料	u'+v'+w'	1,946	1,992	2,462	2,393	2,121	2,517	2,525	2,530	2,540	2,540	2,545	2,551
飼料		63	61	53	53	48	39	39	38	37	37	36	35
溶融スラグ	r1	6,675	5,708	6,671	6,154	6,011	6,155	6,448	6,470	6,512	6,516	6,537	6,562
固形燃料	y'	2,989	2,257	2,479	1,864	1,752	1,787	1,737	1,719	1,709	1,694	1,683	1,672
その他	x'	0	0	0	0	13	10	10	10	10	10	10	10
ごみ発生量(市全体、集団回収量含む)	F	80,174	77,982	79,046	79,147	77,373	75,955	78,449	78,373	78,560	78,296	78,277	78,336
ごみ発生量(市処理分、集団回収量含む)	G	73,785	72,296	72,392	73,061	71,848	69,777	72,310	72,248	72,430	72,185	72,174	72,237

■リサイクル率

		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	36	37
市全体	D/F*100	29.6%	28.4%	29.4%	27.7%	26.9%	27.9%	27.1%	26.8%	26.5%	26.3%	26.0%	25.8%
市処理分	E/G*100	25.4%	24.8%	25.2%	24.2%	23.5%	24.2%	23.5%	23.2%	22.9%	22.6%	22.3%	22.1%

■最終処分量

		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	36	37
最終処分量		2,528	2,262	2,186	2,297	2,078	2,158	2,255	2,260	2,272	2,271	2,277	2,284
溶融飛灰		1,573	1,659	1,720	1,620	1,567	1,616	1,693	1,699	1,710	1,711	1,716	1,723
その他埋立	R2比 0.78%	955	603	466	677	511	542	562	561	563	561	561	561

※ 端数処理等による若干の誤差を含む。

表 2-1 収集ごみ(もやせるごみ) 一人一日平均排出量の推計結果【松江市】

収集ごみ(もやせるごみ) 一人一日平均排出量の実績

(g／人・日)

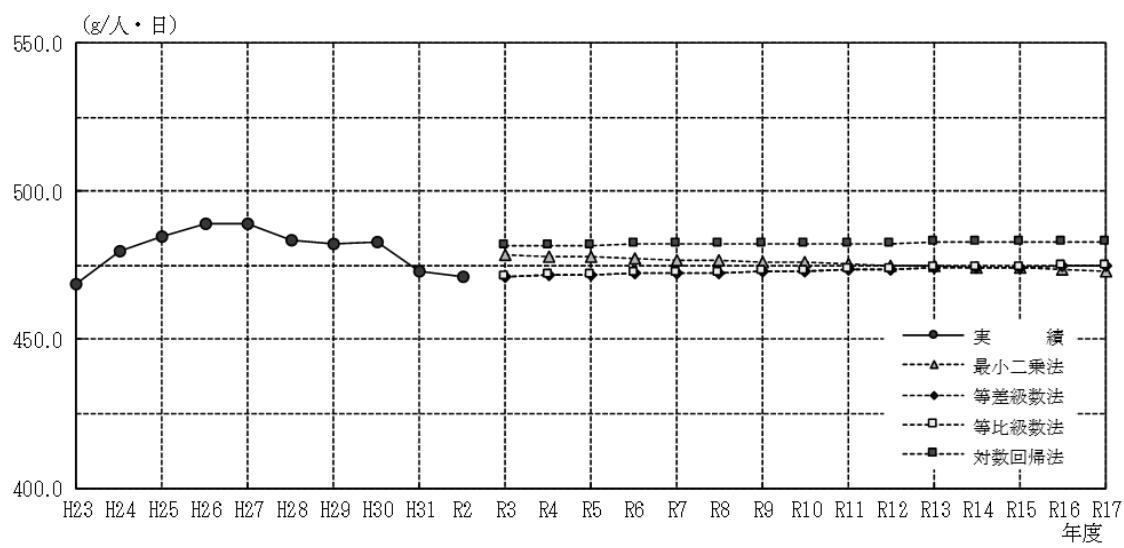
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
もやせるごみ原単位	468.7	480.1	484.8	489.1	489.3
前年差	-	11.4	4.8	4.2	0.3
前年比	-	1.024	1.010	1.009	1.001
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
もやせるごみ原単位	483.6	482.3	482.9	473.3	471.1
前年差	-5.8	-1.3	0.6	-9.6	-2.2
前年比	0.988	0.997	1.001	0.980	0.995
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=490.72-0.37 \times \text{平成年度}$	476.7	○	0.1512863
等差級数法	$Y=471.1+0.27 \times (\text{平成年度}-32)$	472.7		-0.1608557
等比級数法	$Y=471.1 \times 1.00057^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	472.7		-0.1608557
対数回帰法	$Y=478.37+1.42 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	482.3		0.1421037



収集ごみ(もやせるごみ) 一人一日平均排出量の推計結果

表 2-2 収集ごみ(金属) 一人一日平均排出量の推計結果【松江市】

収集ごみ(金属) 一人一日平均排出量の実績

(g/人・日)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
金属原単位	11.0	10.8	10.4	10.2	10.4
前年差	-	-0.1	-0.4	-0.2	0.2
前年比	-	0.987	0.966	0.978	1.019
採用データ	○	○	○	○	○

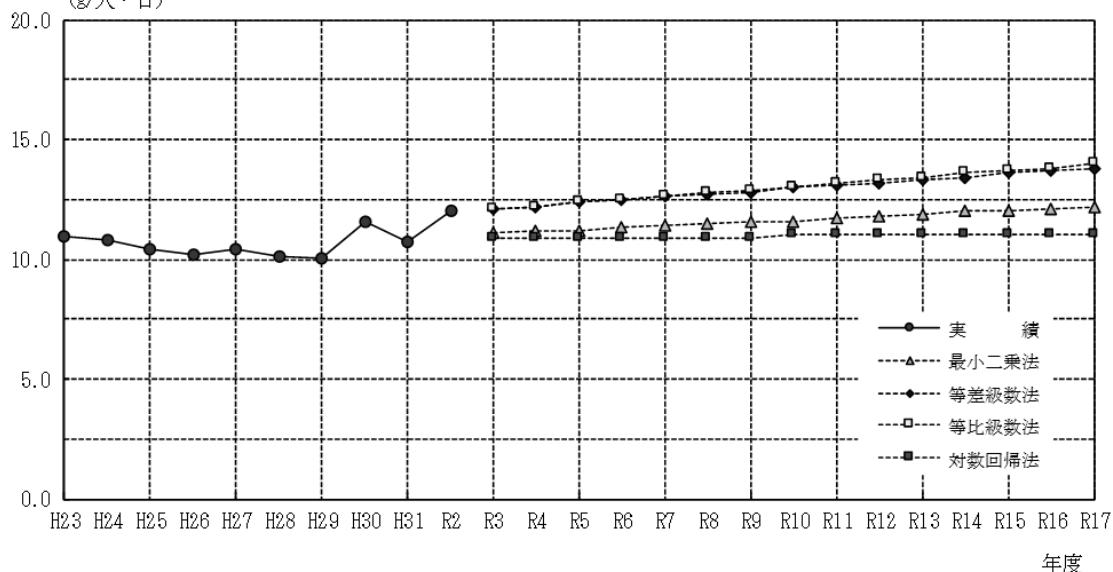
年 度	H28	H29	H30	H31	R2
金属原単位	10.2	10.1	11.6	10.7	12.0
前年差	-0.3	-0.1	1.5	-0.8	1.3
前年比	0.976	0.990	1.150	0.928	1.118
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=8.44+0.08 \times \text{平成年度}$	11.5		0.3761544
等差級数法	$Y=12.0+0.12 \times (\text{平成年度}-32)$	12.7		0.4090979
等比級数法	$Y=12.0 \times 1.01023^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	12.8	○	0.4273716
対数回帰法	$Y=10.49+0.16 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	10.9		0.2402825

(g/人・日)



収集ごみ(金属) 一人一日平均排出量の推計結果

表 2-3 収集ごみ(プラ製容器包装) 一人一日平均排出量の推計結果 【 松江市 】

収集ごみ(プラ製容器包装) 一人一日平均排出量の実績

(g／人・日)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
プラ製容器包装原単位	22.3	20.3	19.3	18.0	17.6
前年差	-	-2.0	-1.0	-1.3	-0.5
前年比	-	0.910	0.952	0.935	0.974
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
プラ製容器包装原単位	17.2	16.7	17.2	17.8	18.2
前年差	-0.4	-0.5	0.6	0.6	0.5
前年比	0.976	0.971	1.033	1.032	1.026
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=12.68+0.16 \times \text{平成年度}$	18.80		0.5662114
等差級数法	$Y=182+0.13 \times (\text{平成年度}-32)$	19.00	○	0.5793863
等比級数法	$Y=182 \times 1.00729^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	19.03		0.5793863
対数回帰法	$Y=17.12+0.28 \times \ln(\text{平成年度}-26)$	17.8		0.3573415

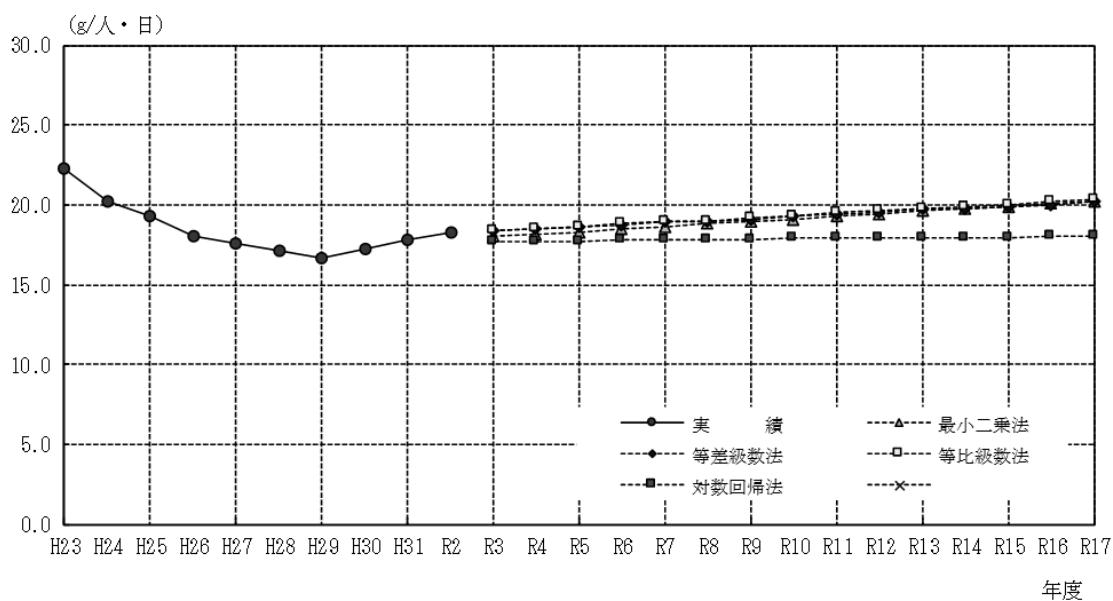


表 2-4 収集ごみ(紙製容器包装)一人一日平均排出量の推計結果【松江市】

収集ごみ(紙製容器包装)一人一日平均排出量の実績

(g／人・日)

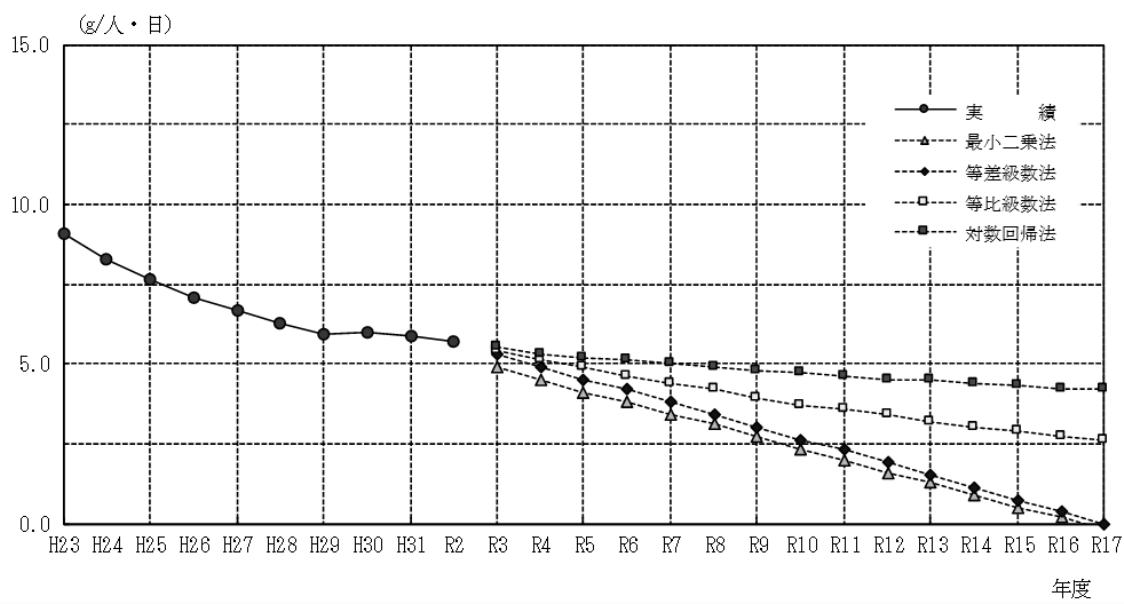
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
紙製容器包装原単位	9.1	8.3	7.7	7.1	6.7
前年差	-	-0.8	-0.6	-0.6	-0.4
前年比	-	0.912	0.927	0.923	0.939
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
紙製容器包装原単位	6.3	5.9	6.0	5.9	5.7
前年差	-0.4	-0.3	0.1	-0.1	-0.2
前年比	0.940	0.946	1.017	0.980	0.964
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=16.74-0.36 \times \text{平成年度}$	3.1		0.9458283
等差級数法	$Y=5.7-0.38 \times (\text{平成年度}-32)$	3.4		0.9458442
等比級数法	$Y=5.7 \times 0.94933^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	4.2		0.9652673
対数回帰法	$Y=920-1.56 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	4.9	○	0.9914250



収集ごみ(紙製容器包装)一人一日平均排出量の推計結果

表 2-5 収集ごみ(缶) 一人一日平均排出量の推計結果【松江市】

収集ごみ(缶) 一人一日平均排出量の実績

(g／人・日)

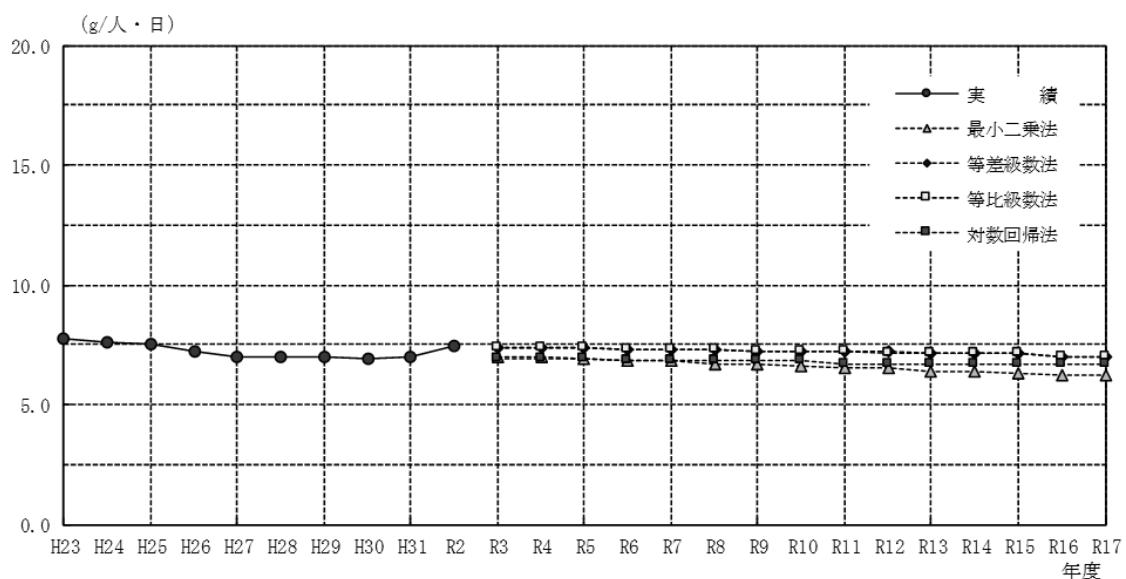
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
缶原単位	7.7	7.6	7.5	7.2	7.0
前年差	-	-0.1	-0.1	-0.3	-0.2
前年比	-	0.983	0.986	0.960	0.967
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
缶原単位	7.0	7.0	6.9	7.0	7.5
前年差		0.0	-0.1	0.1	0.5
前年比	1.000	1.001	0.991	1.012	1.066
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=8.99-0.06 \times \text{平成年度}$	6.7		0.6250553
等差級数法	$Y=7.5-0.03 \times (\text{平成年度}-32)$	7.3		0.7058271
等比級数法	$Y=7.5 \times 0.99577^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	7.3		0.7058271
対数回帰法	$Y=7.72-0.33 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	6.8	○	0.7904533



収集ごみ(缶) 一人一日平均排出量の推計結果

表 2-6 収集ごみ(びん) 一人一日平均排出量の推計結果【松江市】

収集ごみ(びん) 一人一日平均排出量の実績

(g／人・日)

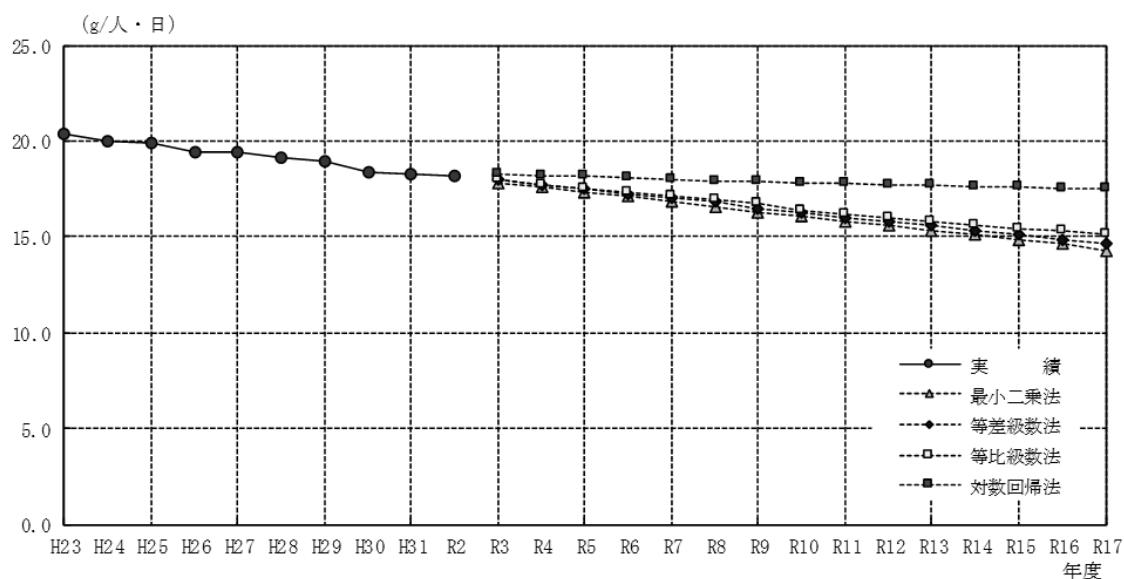
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
びん原単位	20.4	20.0	19.9	19.5	19.4
前年差	-	-0.4	-0.1	-0.5	0.0
前年比	-	0.981	0.996	0.977	0.998
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
びん原単位	19.1	18.9	18.4	18.2	18.2
前年差	-0.3	-0.2	-0.5	-0.2	0.0
前年比	0.986	0.989	0.973	0.990	0.998
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=26.09-0.25 \times \text{平成年度}$	16.6		0.9877182
等差級数法	$Y=18.2-0.24 \times (\text{平成年度}-32)$	16.8	○	0.9917513
等比級数法	$Y=18.2 \times 0.98750^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	16.9		0.9904305
対数回帰法	$Y=20.69-0.99 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	17.9		0.9466910



収集ごみ(びん) 一人一日平均排出量の推計結果

表 2-7 収集ごみ(ペットボトル)一人一日平均排出量の推計結果【松江市】

収集ごみ(ペットボトル)一人一日平均排出量の実績

(g／人・日)

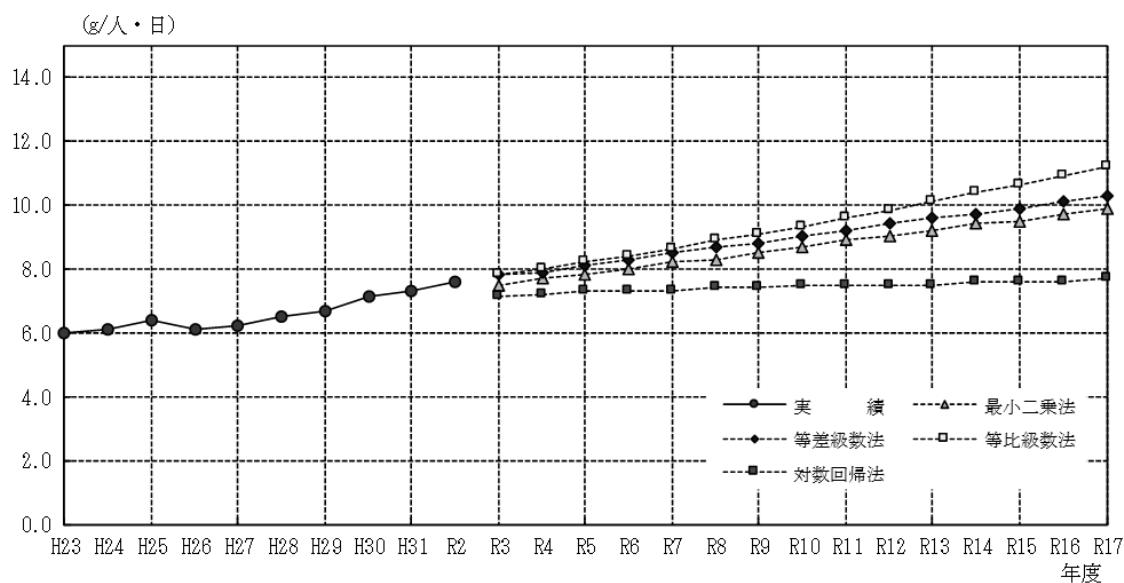
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
ペットボトル原単位	6.0	6.1	6.4	6.1	6.2
前年差	-	0.1	0.3	-0.3	0.1
前年比	-	1.023	1.042	0.951	1.020
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
ペットボトル原単位	6.5	6.7	7.1	7.3	7.6
前年差	0.3	0.2	0.4	0.2	0.3
前年比	1.048	1.028	1.066	1.025	1.038
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=1.88+0.17 \times \text{平成年度}$	8.3		0.9280806
等差級数法	$Y=7.6+0.18 \times (\text{平成年度}-32)$	8.7		0.9245075
等比級数法	$Y=7.6 \times 1.02654^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	8.9	○	0.9418205
対数回帰法	$Y=5.66+0.62 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	7.4		0.7962287



収集ごみ(ペットボトル)一人一日平均排出量の推計結果

表 2-8 収集ごみ(古紙)一人一日平均排出量の推計結果【松江市】

収集ごみ(古紙)一人一日平均排出量の実績

(g/人・日)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
古紙原単位	103.0	99.9	96.2	90.2	85.6
前年差	-	-3.1	-3.7	-6.1	-4.5
前年比	-	0.970	0.963	0.937	0.950
採用データ	○	○	○	○	○

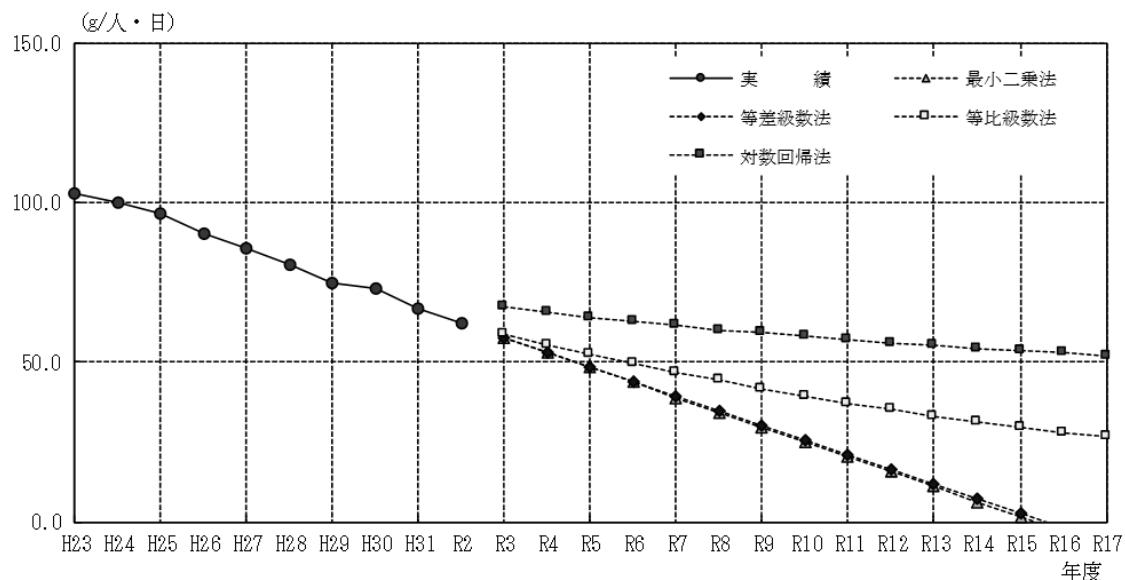
年 度	H28	H29	H30	H31	R2
古紙原単位	80.5	74.5	73.2	66.4	61.9
前年差	-5.1	-6.0	-1.3	-6.8	-4.6
前年比	0.940	0.926	0.983	0.907	0.932
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=211.69-4.67 \times \text{平成年度}$	34.2		0.9972501
等差級数法	$Y=61.9-4.57 \times (\text{平成年度}-32)$	34.5		0.9972900
等比級数法	$Y=61.9 \times 0.94499^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	44.1	○	0.9938044
対数回帰法	$Y=110.67-18.23 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	60.1		0.9411201

※最小二乗法及び等差級数法は、将来推計がマイナスとなるので等比級数法を採用



収集ごみ(古紙)一人一日平均排出量の推計結果

表 2-9 収集ごみ(古布)一人一日平均排出量の推計結果【松江市】

収集ごみ(古布)一人一日平均排出量の実績

(g／人・日)

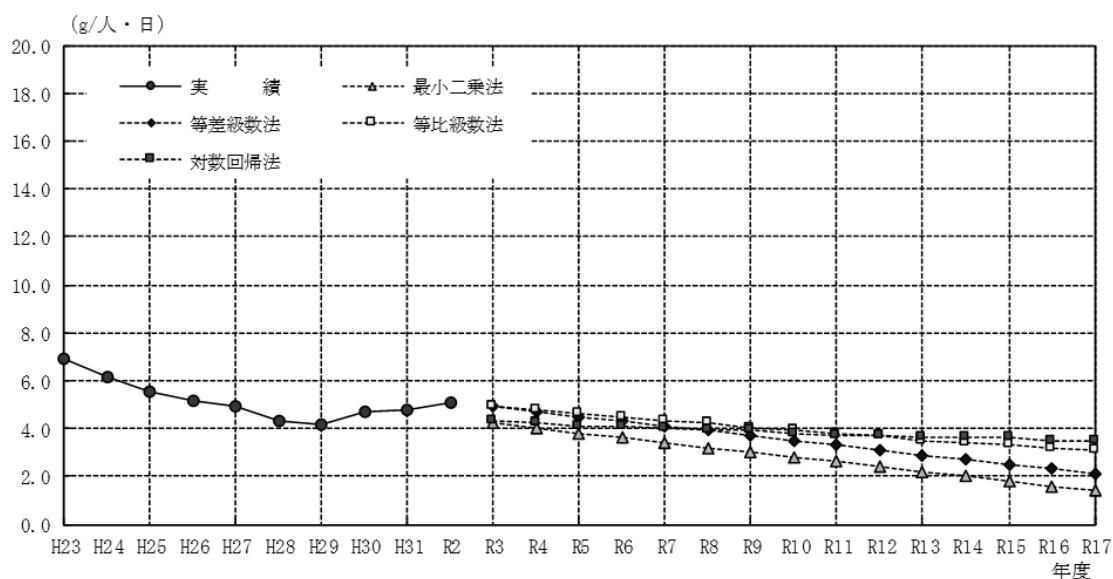
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
古布原単位	6.9	6.1	5.6	5.2	4.9
前年差	-	-0.8	-0.6	-0.4	-0.3
前年比	-	0.888	0.909	0.933	0.950
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
古布原単位	4.3	4.1	4.7	4.8	5.1
前年差	-0.6	-0.2	0.6	0.0	0.4
前年比	0.880	0.954	1.135	1.011	1.074
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=10.80-0.20 \times \text{平成年度}$	3.20		0.7445427
等差級数法	$Y=5.1-0.20 \times (\text{平成年度}-32)$	3.90		0.7445427
等比級数法	$Y=5.1 \times 0.96713^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	4.20		0.7910981
対数回帰法	$Y=6.69-1.00 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	3.92	○	0.8910553



収集ごみ(古布)一人一日平均排出量の推計結果

表 2-10 収集ごみ(粗大ごみ) 一人一日平均排出量の推計結果【松江市】

収集ごみ(粗大ごみ) 一人一日平均排出量の実績

(g／人・日)

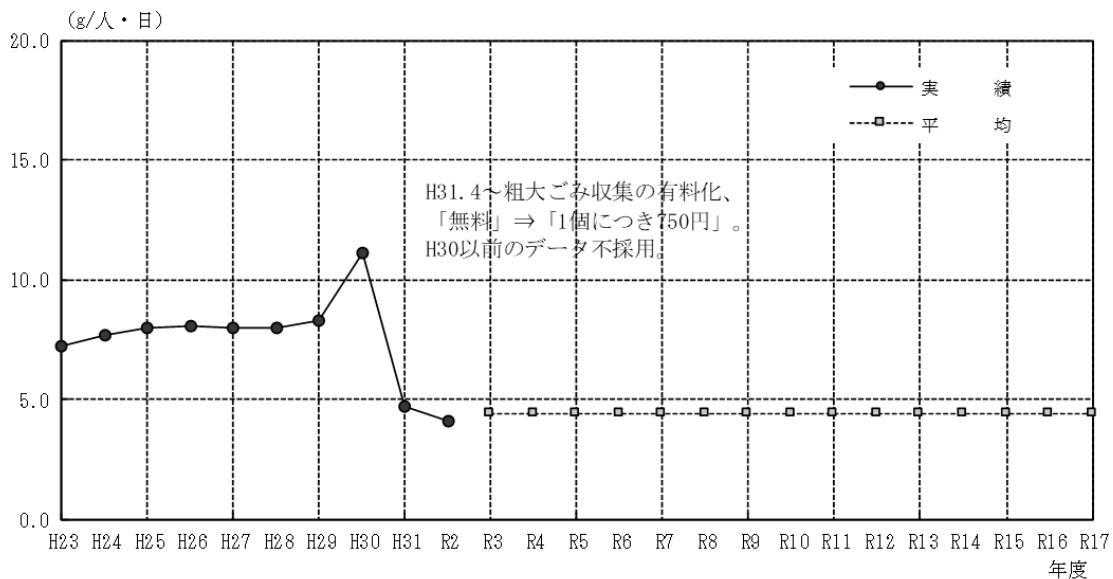
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
粗大ごみ原単位	7.3	7.7	8.0	8.1	8.0
前年差	-	0.4	0.3	0.1	-0.1
前年比	-	1.059	1.039	1.009	0.988
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
粗大ごみ原単位	8.0	8.3	11.1	4.7	4.1
前年差	0.0	0.3	2.8	-6.4	-0.6
前年比	1.003	1.035	1.343	0.423	0.868
採用データ	不採用	不採用	不採用	○	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
平 均	$Y=4.4$	4.4	○	-



収集ごみ(粗大ごみ) 一人一日平均排出量の推計結果

表 2-11 収集ごみ(蛍光管) 一人一日平均排出量の推計結果 【 松江市 】

収集ごみ(蛍光管) 一人一日平均排出量の実績

(g／人・日)

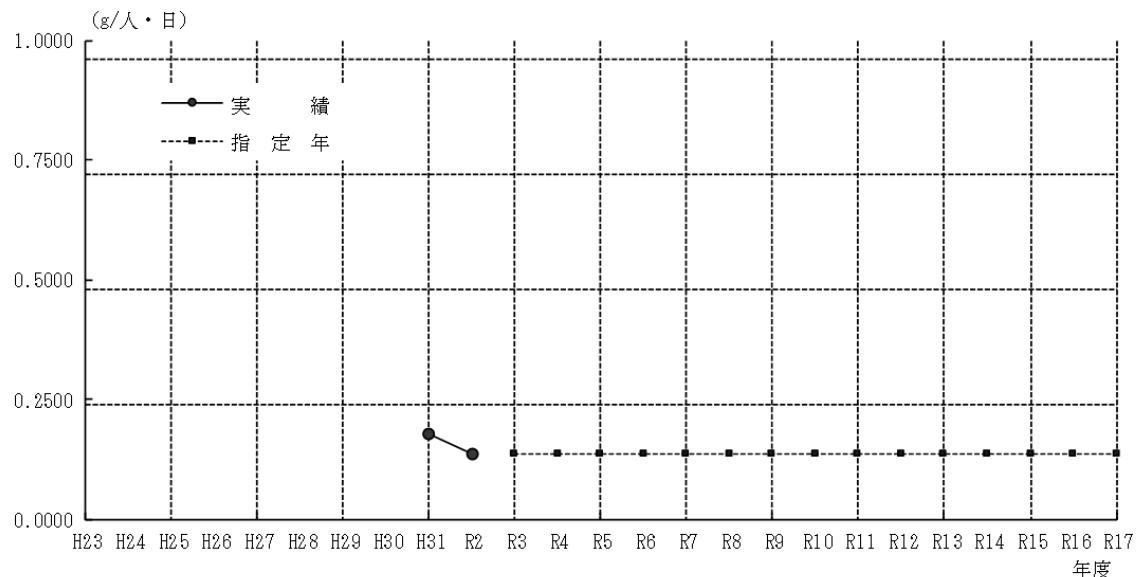
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
蛍光管原単位					
前年差	-				
前年比	-				
採用データ	データなし	データなし	データなし	データなし	データなし

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
蛍光管原単位				0.176	0.136
前年差					-0.04
前年比					0.776
採用データ	データなし	データなし	データなし	不採用	○

推計式及び推計結果

(g／人・日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
指 定 年	$Y=0.136$	0.136	○	-



収集ごみ(蛍光管) 一人一日平均排出量の推計結果

表 3-1 直搬ごみ(家庭系粗大ごみ等)一日平均排出量の推計結果【松江市】

直搬ごみ(家庭系粗大ごみ等)一日平均排出量の実績

(t/日)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
家庭系粗大ごみ等一日排出量	7.64	7.14	8.82	8.73	10.24
前年差	-	-0.51	1.68	-0.09	1.51
前年比	-	0.934	1.236	0.989	1.173
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
家庭系粗大ごみ等一日排出量	8.47	9.41	10.50	11.44	14.27
前年差	-1.77	0.95	1.09	0.94	2.83
前年比	0.827	1.112	1.116	1.090	1.247
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y = -6.750 + 0.597 \times \text{平成年度}$	15.94	○	0.8681353
等差級数法	$Y = 1427 + 0.736 \times (\text{平成年度} - 32)$	18.69		0.8684167
等比級数法	$Y = 1427 \times 1.07185^{\wedge}(\text{平成年度} - 32)$	21.64		0.8909692
対数回帰法	$Y = 6373 + 2.180 \times \ln(\text{平成年度} - 22)$	12.42		0.7669690

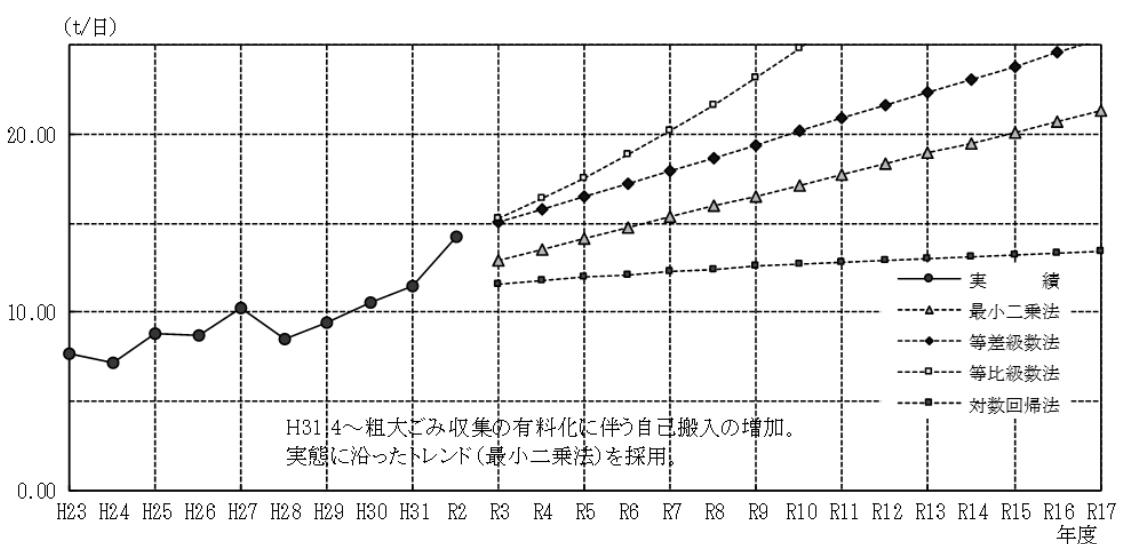


表 3-2 直搬ごみ(家庭系古紙)一日平均排出量の推計結果【松江市】

直搬ごみ(家庭系古紙)一日平均排出量の実績

(t/日)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
家庭系古紙一日排出量	0.12	0.10	0.09	0.08	0.10
前年差	-	-0.02	-0.01	-0.01	0.03
前年比	-	0.863	0.921	0.849	1.316
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
家庭系古紙一日排出量	0.17	0.24	0.20	0.29	0.03
前年差	0.07	0.07	-0.04	0.09	-0.26
前年比	1.635	1.406	0.845	1.441	0.113
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	○

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
指 定 年	$Y=0.03$	0.03	○	-

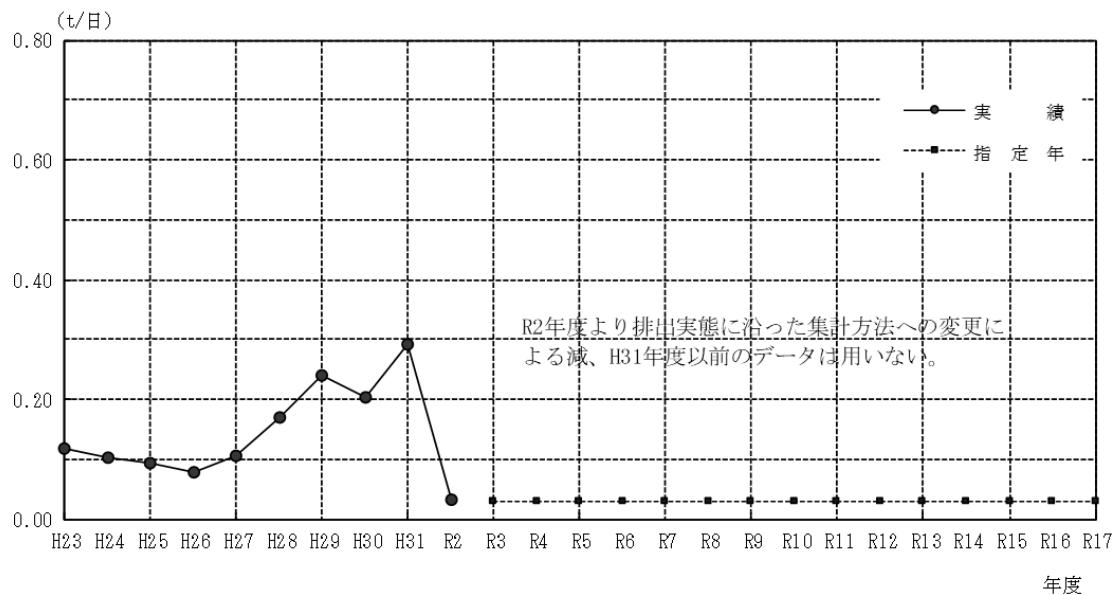


表 3-3 直搬ごみ(事業系もやせるごみ)一日平均排出量の推計結果【松江市】

直搬ごみ(事業系もやせるごみ)一日平均排出量の実績

(t/日)

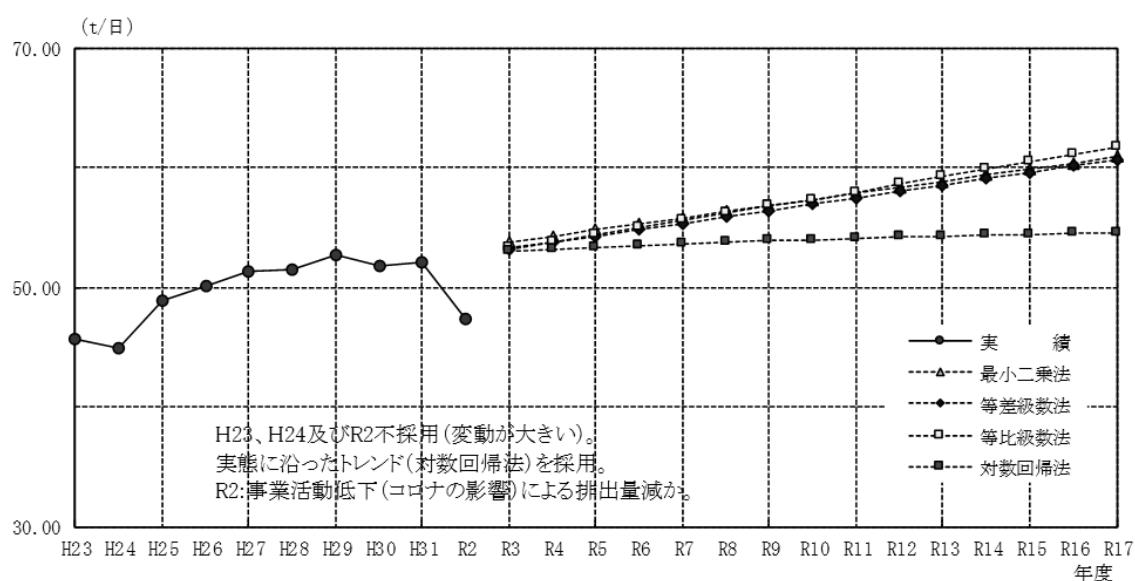
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
事業系もやせるごみ一日排出量	45.58	44.85	48.90	50.09	51.37
前年差	-	-0.73	4.05	1.19	1.28
前年比	-	0.984	1.090	1.024	1.026
採用データ	不採用	不採用	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
事業系もやせるごみ一日排出量	51.48	52.63	51.77	52.11	47.38
前年差	0.11	1.15	-0.86	0.34	-4.73
前年比	1.002	1.022	0.984	1.007	0.909
採用データ	○	○	○	○	不採用

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=36.941+0.509 \times \text{平成年度}$	56.28		0.8580934
等差級数法	$Y=52.11+0.535 \times (\text{平成年度}-31)$	55.85		0.8592398
等比級数法	$Y=52.11 \times 1.01065^{\wedge}(\text{平成年度}-31)$	56.12		0.8555164
対数回帰法	$Y=49.045+1.763 \times \ln(\text{平成年度}-24)$	53.70	○	0.9429472



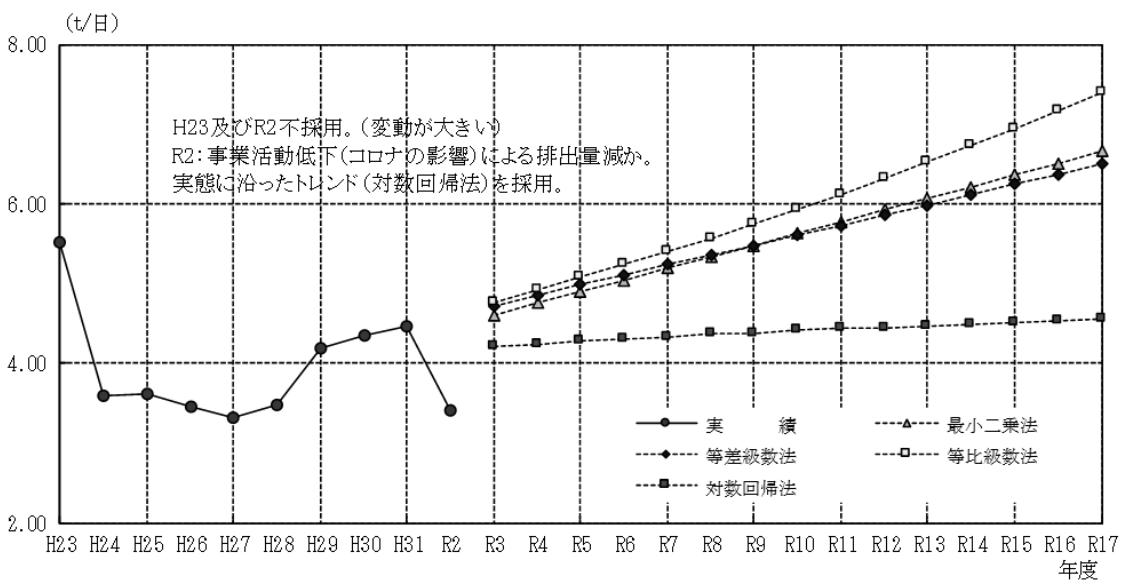
直搬ごみ(事業系もやせるごみ)一日平均排出量の推計結果

表 3-4 直搬ごみ(事業系もやせないごみ)一日平均排出量の推計結果【松江市】

直搬ごみ(事業系もやせないごみ)一日平均排出量の実績 (t/日)					
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
事業系もやせないごみ一日排出量	5.51	3.59	3.61	3.45	3.31
前年差	-	-1.92	0.02	-0.16	-0.14
前年比	-	0.652	1.004	0.956	0.960
採用データ	不採用	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
事業系もやせないごみ一日排出量	3.49	4.19	4.34	4.47	3.42
前年差	0.18	0.70	0.16	0.13	-1.05
前年比	1.053	1.201	1.038	1.029	0.765
採用データ	○	○	○	○	不採用

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y = -0.212 + 0.146 \times \text{平成年度}$	5.34		0.7860922
等差級数法	$Y = 4.47 + 0.126 \times (\text{平成年度} - 31)$	5.35		0.7898278
等比級数法	$Y = 4.47 \times 1.03192^{\wedge}(\text{平成年度} - 31)$	5.57	○	0.8029520
対数回帰法	$Y = 3273 + 0.401 \times \ln(\text{平成年度} - 23)$	4.36		0.6190638



直搬ごみ(事業系もやせないごみ)一日平均排出量の推計結果

表3-5 直搬ごみ(事業系古紙)一日平均排出量の推計結果【松江市】

直搬ごみ(事業系古紙)一日平均排出量の実績 (t/日)					
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
事業系古紙一日排出量	0.76	0.68	0.63	0.54	0.51
前年差	-	-0.08	-0.06	-0.09	-0.04
前年比	-	0.901	0.919	0.861	0.935
採用データ	○	○	○	○	○

年 度	H28	H29	H30	H31	R2
事業系古紙一日排出量	0.41	0.36	0.39	0.29	0.56
前年差	-0.09	-0.05	0.03	-0.10	0.27
前年比	0.814	0.878	1.078	0.753	1.918
採用データ	○	○	○	○	○

推計方法	推計式	R8	採用	相関係数
最小二乗法	$Y=1.563-0.038 \times \text{平成年度}$	0.12		0.7725973
等差級数法	$Y=0.056-0.022 \times (\text{平成年度}-32)$	0.43		0.7707417
等比級数法	$Y=0.056 \times 0.96745^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	0.46		0.7900458
対数回帰法	$Y=0.774-0.173 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	0.29	○	0.8525317

直搬ごみ(事業系古紙)一日平均排出量の推計結果

表 3-6 直搬ごみ(ボランティア回収ごみ等)一日平均排出量の推計結果【松江市】

直搬ごみ(ボランティア回収ごみ等)一日平均排出量の実績 (t/日)					
年 度	H23	H24	H25	H26	H27
ボランティア回収ごみ等一日排出量	2.51	2.35	2.14	1.92	1.81
前年差	-	-0.16	-0.21	-0.22	-0.11
前年比	-	0.93733	0.91227	0.89776	0.94332
採用データ	○	○	○	○	○
直搬ごみ(ボランティア回収ごみ等)一日平均排出量の実績 (t/日)					
年 度	H28	H29	H30	H31	R2
ボランティア回収ごみ等一日排出量	2.66	2.16	3.20	3.12	2.63
前年差	0.84	-0.50	1.04	-0.08	-0.49
前年比	1.46527	0.81302	1.48080	0.97563	0.84369
採用データ	○	○	○	○	○
推計式及び推計結果 (t/日)					
推計方法	推計式	R8	採用	相関係数	
最小二乗法	$Y=0.213+0.081 \times \text{平成年度}$	3.29		0.5254320	
等差級数法	$Y=2.63+0.014 \times (\text{平成年度}-32)$	2.72	○	0.5630652	
等比級数法	$Y=2.63 \times 1.00560^{\wedge}(\text{平成年度}-32)$	2.72		0.5144653	
対数回帰法	$Y=2.108+0.227 \times \ln(\text{平成年度}-22)$	2.74		0.3627754	

直搬ごみ(ボランティア回収ごみ等)一日平均排出量の推計結果

参考資料7 生活排水の将来推計について

1 実績の整理

生活排水形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥の実績については、一般廃棄物処理実態調査票及びまつえの下水道を基に整理を行った。

一般廃棄物処理実態調査票の人口は「10月1日現在の人口」、まつえの下水道の人口は「3月31日現在の人口」と、どちらも住民基本台帳登録人口を基にしているが、集計月の違いにより人口に差がある。

ここでは、10月1日から3月31日までの人口動態は、公共下水道の整備が行われている都市部域に集中しているものと想定し、総人口の差は全て公共下水道人口であるものとして整理を行った。

■■表7-1-1 一般廃棄物処理実態調査票のデータ

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	
計画収集人口	7,540	7,036	6,895	6,370	5,884	M①
自家処理人口	0	0	0	0	0	M②
非水洗化人口	7,540	7,036	6,895	6,370	5,884	
公共下水道人口	154,610	159,542	159,352	159,404	159,413	M③
コミュニティ・プラント人口	1,450	1,428	1,400	1,368	1,365	M④
浄化槽人口	40,907	35,893	35,382	35,017	34,303	M⑤
うち合併	29,607	24,765	24,257	23,945	28,623	M⑥
うち単独	11,300	11,128	11,125	11,072	5,680	M⑦
水洗化人口	196,967	196,863	196,134	195,789	195,081	M⑧
合計	204,507	203,899	203,029	202,159	200,965	X1 【各年度10月1日現在】

(単位：kℓ)

	H28	H29	H30	R1	R2	
し尿収集量	3,908	3,647	3,448	3,221	3,140	M⑨
浄化槽汚泥収集量	10,800	11,095	11,127	10,827	10,569	M⑩
合計	14,708	14,742	14,575	14,048	13,709	

■■表7-1-2 まつえの下水道データ

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	
公共下水道人口	154,318	159,542	159,352	159,404	159,413	I 水洗化人口
農業集落排水人口	20,015	15,250	15,076	14,985	14,811	II 水洗化人口
漁業集落排水人口	5,820	5,750	5,631	5,573	5,424	III 水洗化人口
コミュニティ・プラント人口	1,450	1,428	1,400	1,368	1,365	IV 普及人口
合併処理浄化槽人口	3,772	3,765	3,550	3,387	3,307	V 普及人口
汚水処理（水洗化）人口	185,375	185,735	185,009	184,717	184,320	VI

汚水処理普及人口	198,631	198,274	197,254	196,638	195,788	A
総人口	203,714	202,965	201,887	200,858	199,899	X2 【各年度3月31日現在】

■■表 7-1-3 一般廃棄物実態調査票記載人口とまつえの下水道記載の総人口の差

H28	H29	H30	R1	R2	
793	934	1,142	1,301	1,066	X (=X1-X2)

■■表 7-1-4 人口等データ整理の結果

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	
計画収集人口	7,540	7,036	6,895	6,370	5,884	M①
自家処理人口	0	0	0	0	0	M②
非水洗化人口	7,540	7,036	6,895	6,370	5,884	
公共下水道人口	155,111	160,476	160,494	160,705	160,479	(= I + X)
農業集落排水人口	20,015	15,250	15,076	14,985	14,811	(= II)
漁業集落排水人口	5,820	5,750	5,631	5,573	5,424	(= III)
コミュニティ・プラント人口	1,450	1,428	1,400	1,368	1,365	(= IV)
合併処理浄化槽人口	3,772	3,765	3,550	3,387	3,307	(= V)
単独処理浄化槽人口	10,799	10,194	9,983	9,771	9,695	(= M⑧-X-IV)
水洗化人口	196,967	196,863	196,134	195,789	195,081	M⑧
生活排水処理人口	186,168	186,669	186,151	186,018	185,386	
行政区域内人口	204,507	203,899	203,029	202,159	200,965	
総人口に対する割合	91.0%	91.5%	91.7%	92.0%	92.2%	

計画処理区域内人口	199,424	199,208	198,396	197,939	196,854	(A+X)
生活排水処理率	93.4%	93.7%	93.8%	94.0%	94.2%	

計画処理区域外人口	5,083	4,691	4,633	4,220	4,111	
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	--

(単位：kℓ)

	H28	H29	H30	R1	R2	
し尿排出量	3,908	3,647	3,448	3,221	3,140	M⑨
浄化槽汚泥排出量	10,800	11,095	11,127	10,827	10,569	M⑩
し尿及び浄化槽汚泥排出量	14,708	14,742	14,575	14,048	13,709	

2 推計方法

将来推計（単純推計）の方法については以下に示すとおりである。

■■表7-2-1 採用した推計方法

種 別	推計方法
行政区域内人口	行政区域内人口は減少傾向であり、今後も減少傾向は継続すると思われる。 人口推計は、松江市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン（令和2年2月）を基に、令和2年度における住民基本台帳登録人口との差を求め、各年度の人口ビジョンにおける推計人口からそれを減じて推計した。

計画処理区域内人口	平成 26 年度末で下水道の整備が完了している。 令和 2 年度の行政区域内人口に対する計画処理区域内人口の割合は、97.95437%であるため、各年度それを乗じて計画処理区域内人口を推計した。
公共下水道人口	公共下水道人口は、下水道の整備が完了したことによる接続の増加が見込まれる。 公共下水道人口は、令和 2 年度までの実績値の変動分を加えるとともに、目標年度における生活排水処理率に達する場合は、全て都市部域に集中している公共下水道に接続するものと想定して、推計した。
集落排水処理人口	農業集落排水と漁業集落排水の整備事業は全地区で完了している。 ともに近年は微減で推移しており、今後も人口減少に伴い集落排水処理人口は減少していくものと思われる。 集落排水処理人口は、令和 2 年度までの実績値の変動分を減じて、推計した。
コミュニティ・プラント人口	近年は減少傾向である。今後も人口減少に伴い、減少していくものと思われる。 コミュニティ・プラント人口も集落排水処理人口と同様の方法で推計した。
合併処理浄化槽人口	近年は減少傾向である。今後も人口減少に伴い、減少していくものと思われる。 合併浄化槽人口も集落排水処理人口と同様の方法で推計した。
単独処理浄化槽人口	近年は減少傾向である。今後も人口減少等に伴い、減少していくものと思われる。 計画処理区域内人口から生活排水処理人口を減じたものに、令和 2 年度の計画収集人口と単独処理浄化槽人口の割合を乗じて推計した。
計画収集人口	近年は減少傾向である。今後も生活排水処理施設への接続や人口減少に伴い減少していくものと思われる。 計画処理区域内人口から生活排水処理人口を減じたものに、令和 2 年度の計画収集人口と単独処理浄化槽人口の割合を乗じて推計した。
自家処理人口	近年 0 人のため、今後も 0 人とした。
し尿原単位	過去 5 年間の実績の平均値とした。
浄化槽汚泥原単位	過去 5 年間の実績の平均値とした。

生活排水処理人口等の推計結果を表 7-2-2 に示す。

■■表 7-2-2 生活排水処理人口等の推計結果

項目		年度	実績 ← →見込						数値目標年度						
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
人口等	行政区内外人口（住民基本台帳登録）	[人]	200,965	200,418	199,876	199,329	198,785	194,719	194,184	197,846	197,452	197,054	196,660	196,267	195,734
	計画処理区域内人口	[人]	196,854	196,318	195,787	195,251	194,719	194,184	193,799	193,413	193,023	192,637	192,252	191,730	
	非浄化人口	[人]	5,884	5,576	5,268	4,960	4,652	4,344	4,034	3,726	3,418	3,110	2,802	2,494	
	計画収集人口	[人]	5,884	5,576	5,268	4,960	4,652	4,344	4,034	3,726	3,418	3,110	2,802	2,494	
	自家庭人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水洗化人口	[人]	195,081	194,361	193,641	192,921	192,201	191,481	190,756	190,036	189,316	188,596	187,876	187,156	
	公共下水道人口	[人]	160,989	160,479	161,499	162,009	162,519	163,029	163,536	164,467	164,977	165,487	165,997	166,507	
	集落排水処理人口	[人]	20,235	19,644	19,053	18,462	17,871	17,280	16,689	15,677	15,086	14,495	13,904	13,313	
	農業人口	[人]	14,811	14,321	13,831	13,341	12,851	12,361	11,873	10,962	10,472	9,982	9,492	9,002	
	漁業人口	[人]	5,424	5,323	5,222	5,121	5,020	4,919	4,816	4,715	4,614	4,513	4,412	4,311	
生活排水処理率	コミュニティ・プラント人口	[人]	1,365	1,340	1,315	1,290	1,265	1,240	1,215	1,190	1,165	1,140	1,115	1,090	
	合併処理浄化槽人口	[人]	3,307	3,201	3,095	2,989	2,883	2,777	2,669	2,563	2,457	2,351	2,245	2,139	
	単独処理浄化槽人口	[人]	9,695	9,187	8,679	8,171	7,663	7,155	6,647	6,139	5,631	5,123	4,615	4,107	
	生活排水処理人口	[人]	185,386	185,174	184,962	184,558	184,326	184,109	183,897	183,685	183,473	183,261	183,049		
	生活排水処理率	[%]	94.2%	94.3%	94.6%	94.6%	94.8%	94.9%	95.0%	95.0%	95.2%	95.2%	95.3%	95.5%	
	計画処理区域外人口	[人]	4,111	4,100	4,089	4,078	4,066	4,055	4,047	4,039	4,031	4,023	4,015	4,004	
	年間排出量	[㎘/年度]	3,140	2,870	2,711	2,553	2,401	2,236	2,076	1,918	1,764	1,601	1,442	1,284	
	一日排出量	[㎘/日]	8,58	7,86	7,43	6,99	6,56	6,13	5,69	5,25	4,82	4,39	3,95	3,52	
	原単位	[㎘ /人・日]	5,884	5,576	5,268	4,960	4,652	4,344	4,034	3,726	3,418	3,110	2,802	2,494	
	年間排出量	[㎘/年度]	10,569	9,938	9,564	9,190	8,841	8,443	8,068	7,564	7,209	6,816	6,442	6,068	
浄化槽汚泥	一日排出量	[㎘/日]	28,88	27,23	26,20	25,18	24,15	23,13	22,10	20,72	19,70	18,67	17,65	16,63	
	処理量	[㎘/日]	33,237	32,032	30,827	29,622	28,417	27,212	26,005	24,379	23,174	21,969	20,764	19,559	
	原単位	[㎘ /人・日]	0.87	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	
	年間排出量	[㎘/年度]	13,709	12,808	12,275	11,743	11,241	10,678	10,144	9,481	8,973	8,416	7,884	7,352	
	一日排出量	[㎘/日]	37,46	35,09	33,63	32,17	30,71	29,26	27,79	25,98	24,52	23,06	21,60	20,14	
合計	「処理対象人口」	[人]	39,121	37,608	36,095	34,582	33,069	31,556	30,039	28,105	26,592	25,079	23,566	22,053	
	原単位	[㎘ /人・日]	0.96	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.92	0.92	0.92	0.92	0.91	
	割合	(%)	22.9%	22.4%	22.1%	21.7%	21.4%	20.9%	20.5%	20.2%	19.7%	19.0%	18.3%	17.5%	
	原単位	(-)	77.1%	77.6%	77.9%	78.3%	78.6%	79.1%	79.5%	79.8%	80.3%	81.0%	81.7%	82.5%	

参考資料8 一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知）

環廃対発第 1410081 号
平成 26 年 10 月 8 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の 適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有するとの判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれましては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帶して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成26年1月28日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで6.19通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

(別添)

平成26年1月28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」
- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

参考資料9 用語解説

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

【か行】

環境学習

自然・生活・地球の環境を大切にする心を育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することを目指して行われる学習のことをいいます。

環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のことです。

現在、「大気汚染」、「騒音」、「航空機騒音」、「新幹線鉄道騒音」、「水質汚濁」、「地下水の水質汚濁」、「土壤汚染」並びに「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染」に係る環境基準がそれぞれ定められています。

環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律です。

くりんぴーす

川向リサイクルプラザに併設している、リサイクルに関する教室、研修、イベントなどを行う啓発施設です。

【さ行】

最終処分

廃棄物を埋立処分や海洋投入によって最終的に処分することをいいます。埋立処分は、廃棄物の環境への無用な拡散や流出を避けるために、陸上や水面の限られた場所を区切って貯留構造物を造成し、廃棄物を埋立貯留して年月をかけて自然に戻そうとするものです。

サーマルリサイクル

焼却施設で廃棄物等を燃料として発生した熱エネルギーを回収利用するリサイクルのことです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法で定義されている排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

30・10(さんまる・いちまる)運動

【会食、宴会時に食べ残しを減らす取組み】

- ・<乾杯後 30 分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう。
- ・<お開き 10 分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

【ご家庭での取組み】

- ・「冷蔵庫クリーン・アップデー」…毎月 30 日に冷蔵庫の賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉等の傷みやすいものを積極的に使用し、冷蔵庫を空にする。
- ・「もったいないクッキングデー」…毎月 10 日に今まで食べられるのに捨てられていた野菜の茎や皮などを活用して、料理をするクッキングデーを実施する。

を実践していただき、食品ロスを削減する取組みです。

収集運搬

排出された廃棄物を、その性状を変えることなく、中間処理施設や最終処分場などへ運ぶことです。

集団回収

自治会、PTA、子ども会などが主体となって、家庭から出る古紙類、空き缶、びんなどの資源物を自主的に回収し、資源回収業者に引き渡すことで資源化されるごみのことです。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本法で、平成 12 年に公布されました。製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」及び事業者・国民の排出者責任を明確に位置付けたことが特徴です。

また、廃棄物の処理について優先順位を初めて法定化しています。

- ① 廃棄物の「発生抑制（リデュース）」
- ② 使用済みの製品をそのまま使う「再使用（リユース）」
- ③ 使用済製品を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」
- ④ 廃棄物の「適正処分」

また、政府は「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成30年6月に閣議決定しています。

食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、食べられるのに廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は570万トン（農林水産省「令和元年度推計」）とされています。これは、世界全体の食糧援助量の約1.4倍の量です。また、国民一人一日当たりの食品ロス量は約124gと試算されています。これは、茶碗1杯分のご飯の量に相当します。

日本では、国内の食品ロスを令和12年度までに平成12年度比の半分に減らす目標が定められ、削減目標の達成を目指し、総合的に取組みを推進することとされました。

【た行】

中間処理

廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化することです。具体的には、廃棄物の性状に応じて焼却、破碎・選別、圧縮・成形、中和、脱水などの操作が行われます。

てまえどり

消費者が、商品棚の手前にある商品や値引き商品など、販売期限が短い商品を積極的に選んで購買する行動です。

特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど、人の健康又は生活環境に被害を及ぼす恐れがある性状を有するものです。

特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定されており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）、廃石綿、水銀廃棄物などが指定されています。

【は行】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者を対象とした規制、廃棄物処理基準の策定等を内容としています。

飛灰

ごみ焼却施設でごみを焼却処理した際に排出される残渣で、集じん設備で集められるばいじん等のことです。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題など、プラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、事業者や自治体など、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組の促進を図ることにより、生活環境の保全と経済の発展に寄与することを目的とした法律です。

令和4年4月1日に施行されます。

【ま行】

まつえ環境市民会議

松江市環境基本計画の基本理念である「世界に誇る環境主都まつえ」の実現をめざし、自然環境の保全、ごみの減量、地球温暖化防止、環境教育の推進の4つのテーマを柱に、市民・事業者・行政が協力し、一人ひとりが身近な環境活動を実践するため、平成19年2月に設立された市民組織です。

松江市きれいなまちづくり条例

市民・事業者・行政が協働でまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進するため、平成18年に施行しました。市内全域において「空き缶・たばこの吸い殻の投げ捨て、歩きたばこ、落書き、飼い犬のふんの放置」の4つの行為を禁止するとともに、美化推進地域・喫煙制限区域における命令違反者には罰則を定めています。

松江市生活環境保全推進員

「松江市の生活環境の保全に関する条例」に基づき、地域における生活環境の保全を推進するための人材として、松江市長より委嘱されています。

マテリアルリサイクル

金属、プラスチックなどでできた廃棄物を新たな物を作る原材料として利用するリサイクルのことです。

【や行】

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

平成7年に制定された法律で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るために、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めた法律です。

4R(よんあーる)

「必要ないものは断る(Refuse)」、「ごみそのものを減らす(Reduce)」、「繰り返し使う(Reuse)」、「再び資源として利用する(Recycle)」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことを指し、それぞれの頭文字をとって「4R」と呼びます。

4R(よんあーる)運動

市民・事業者・行政が4Rを推進し環境負荷の低減を推進する取り組みのことです。

【ら行】

リサイクル(Recycle)

再び資源として利用すること。ごみを正しく分別して集積所、リサイクルステーションにだすなど、ごみをもう一度資源として活用する取り組みです。

リデュース(Reduce)

ごみそのものを減らすこと。詰め替え商品を購入する、必要な量だけ買う、食べ残しが出ないようにするなど、必要なものは必要なだけ購入・利用する取り組みです。

リフューズ(Refuse)

不要ないものは断ること。マイバッグを持参しレジ袋を断る、過剰包装を断るなど、不要ないものは買ったり、もらったりせず断る取り組みです。

リユース(Reuse)

繰り返し使うこと。マイ箸、マイカップ、イベントなどのリユース食器の利用、フリーマーケットへの出品、ものを修理して大切に使うなど、そのままの用途で繰り返し使用する取り組みです。

リユース食器

繰り返し洗って再使用する食器を総称しているものであり、リユースの取り組みのひとつです。イベント会場などで使用される使い捨て食器から替えて使うことで、ごみを減らします。

【A】

AIチャットボット

チャットボットとは、「チャット(chat)」とロボットを意味する「ボット(bot)」を組み合わせた言葉で、パソコンやスマートフォンのチャット上で、人間と会話しているような受け答えをロボットが自動で行うコミュニケーションツールのことをいいます。

中でも AI（人工知能）搭載型のチャットボットは、AI が学習することにより、より精度の高い回答を返すようになり、ごみの分別区分などの様々な問い合わせに対し、24 時間いつでも対応が可能になります。

【B】

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のことをいいます。水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量です。河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

【C】

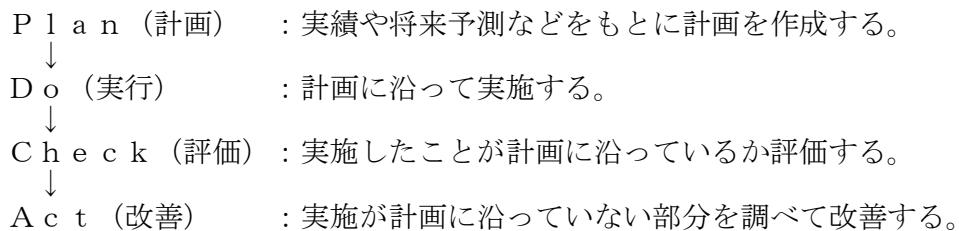
COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量のことをいいます。水中の有機物を酸化剤で酸化したときに消費される酸素の量です。湖沼、海域の有機汚濁指標を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

【P】

PDCA サイクル

下記の 4 つの段階を繰り返すことにより業務を改善する手法のひとつです。



【S】

SNS (Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が、パソコンやスマートフォンを使って交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。

